

Rakuten

樂天市場出店規約

楽天市場出店規約

のシステム利用料を請求するものとし、

乙は、甲に対し、締め日の翌々月末日まで、甲が定める方法によりこれを支払う。

9. 乙が出店ページでまたは出店ページを継続とする顧客とのやりとりにおいて、モール外での取引を行うよう誘導し、モール外での取引を行った場合、乙は、甲に対し、当該取引から生じる売上高についても、システム利用料を支払わなければならないものとする。

第14条 資料請求受付料

1. 乙は、甲の資料請求に関するデータベースシステムを利用したときは、利用料（以下「資料請求受付料」という）として、出店ページにおいて、月間の顧客からの資料請求の件数に、別表の単価を乗じた金額を支払う。
2. 資料請求受付料の資料請求が取り消された場合でも、資料請求受付料の減額は行わない。
3. 資料請求受付料の計算および支払いについては、第13条7項ないし9項を準用し、「システム利用料」と同じ手続でこれを行う。

第15条 出店料等の支払い

1. 基本出店料、システム利用料、資料請求等受付料その他本契約に関して乙から甲に支払われる金銭（以下「出店料等」という）の支払いについて必要となる費用は、乙の負担とする。
2. 乙は、出店料等の支払いを期限までにしない場合、甲に対し、当該期限日から完済日まで年利14.5％の遅延損害金を支払うものとする。
3. 乙が甲に対して支払った出店料等は、途中で本契約が終了した場合、その他事由のいかなを問わず返還しないものとする。
4. 甲が乙に債務を負担する場合は、甲は乙に対する債権の弁済期の到来の有無を問わず、いつでも当該債権と甲が乙に対して負担する債務とを対当額にて相殺することができる。
5. 前項に規定する相殺権を行使するため、債権金額の確定に一定の期間を経過する必要があるときは、当該期間に限り、甲は乙に対する債務の弁済を留保することができるものとし、当該留保期間中、一切の損害金等は発生しないものとする。

第16条 顧客情報

1. 甲は、顧客の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、年齢、在学先・勤務先の名称、住所その他の属性に関する情報（以下「属性情報」という）およびモールにおける購入履歴その他モールの利用に関する情報（以下「利用情報」とい、属性情報とあわせて「顧客情報」という）の取扱いにつき、顧客から以下の承諾を得る。
（1） 甲および顧客から顧客情報の共有につき許諾を受けた甲らは、メルマガジンの送付等、自己の営業のために顧客情報を利用することができる。
（2） 乙は、顧客の属性情報および乙の出店ページにおける利用情報を、モールの出店ページ運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 甲は、甲が管理する顧客情報につき、顧客のプライバシー保護およびモールの信頼性維持の観点から、乙に開示する種類、範囲等について、甲が適当と判断する制限措置を講じることができる。
3. 乙は顧客情報（甲から開示された情報のほか出店ページの運営に関連して乙が直接取得した情報を含む、以下同じ）を、本規約によって認められかつ第1項により顧客の承諾を得られた範囲に限り、顧客のプライバシーおよびモール全体の利益に配慮して利用しなければならない。また、乙は、第三者に顧客情報を有償、無償を問わず漏洩・開示・提供その他取り扱わせてはならない。ただし、乙は、決済業務および配送業務を委託している決済業

5. 前2項の規定は、本契約終了後においても引続きその効力を有するものとする。

第10条 業務委託

1. 甲および乙は、自らの責任において業務の全部または一部を第三者に委託することができる。
2. 前項の場合、甲および乙は当該第三者に対し、顧客情報の管理を徹底するとともに本規約等を遵守させるものとし、当該第三者によるいかなる行為に対しても責任を負うものとする。

第11条 契約期間

本契約の有効期間は、アカウント発行日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第12条 基本出店料

1. 乙は、甲に対し、基本出店料として別表（※ライトプラン特約、プレミアムライトプラン特約、がんばれ!プラン特約あり）に定める出店形態毎の金額を支払う。
2. 乙は、基本出店料の6か月分を甲の定める期日までに前払いするものとする。ただし、最初の6か月分の基本出店料については、アカウント発行日から20日以内に前払いするものとする。

第13条 システム利用料

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づき乙が利用する甲のデータベースシステムの利用料ならびにモールにおける取引の安全性および利便性の向上のためのシステム利用料（以下あわせて「システム利用料」という）として、本案に基づき算出される出店ページにおける販売形態（通常商品・RMS全商品モバイルなど甲所定の販売方法をいう。以下同じ）毎の月間の売上高（以下「基準売上高」という）に、別表（※ライトプラン、プレミアムライトプラン特約、がんばれ!プラン特約あり）の料率を乗じた金額の合計額を支払う。
2. 基準売上高は、乙が登録した商品の販売価格（消費税を含む）および送料の総額を基準として計算される。
3. 基準売上高は、顧客による商品等の購入日を基準日とし、当月1日から当月末日までの期間について計算される。
4. 基準売上高は、計算対象となる月の翌月末日（以下「締め日」という）に確定する。乙は、締め日までの間、売上の変更または取消を甲所定の方法によりサーバに登録することができる。乙がこの登録をしたときは、当該変更または取消は基準売上高に反映される。乙は、締め日の翌日以降は、基準売上高を変更することができない。
5. 甲は、乙による前項の変更または取消の内容に疑義がある場合には、乙に対し、必要な説明および資料提供を求めることができる。
6. 月の途中で本契約が終了した場合であっても、基準売上高の締め日は、計算対象となる月の翌月末日とする。ただし、この場合、乙は、契約終了日の翌日以降は、基準売上高を変更することができない。
7. 基準売上高は、サーバ上のデータをもとに、甲が算定するものとする。乙は、毎月末日時点において、甲所定の方法により当該月の基準売上高を確認し、その内容に異議がある場合には、甲に対し、甲所定の期限までに、所定の方法によりこれを通知しなければならない。乙がこの通知をせず甲所定の期限が経過した場合には、基準売上高は、甲算定の数値で確定する。
8. 甲は、乙に対し、締め日の翌月末日までに、基準売上高により計算された対象月

に表示する。

4. 乙は、販売等を行うにあたり、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品および不当表示防止法、その他関係法令を遵守する。

5. 乙は、顧客との間で、商品等の不備、到着遅延、瑕疵その他の紛争が生じた場合、またはコンテンツに関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて乙の責任と負担において解決するものとする。また、甲が顧客その他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、乙はその全額を甲に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を甲に支払う。
6. 甲は、乙と顧客その他の第三者との間の紛争について、乙の同意を得ることなく、当該顧客または第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができる。

第8条 管理責任者

1. 乙は、本契約に基づく出店および販売等を行うに際して、以下の義務を負う。
（1） 管理責任者および出店ページを利用した販売等に関与する者に対し、モールに関するシステムおよびその利用方法を十分理解させること
（2） 管理責任者に甲からのサポート等の連絡に利用するメールボックスを管理させること
2. 乙は、管理責任者を変更する際には、変更後の管理責任者の氏名を直ちに甲に対して通知するとともに、パスワードの変更手続をしなければならない。

第9条 著作権等

1. 出店ページに掲載する著作物およびデータベースシステムに登録する著作物については、甲が制作したものは甲が、乙が制作したものは乙が、それぞれ著作権を有する。
2. 乙は、乙以外の第三者が著作権を有する著作物を出店ページに掲載またはデータベースシステムに登録する場合、事前に当該第三者から次に掲げる内容の許諾を受けなければならない。
（1） 乙が利用・改変すること
（2） 甲および甲のグループ会社（以下「甲ら」と総称する）が次項に定める範囲で利用・改変すること
（3） 出店ページを閲覧した者その他甲が認める第三者が本案第4項に定める範囲で利用・改変すること
3. 乙は、甲らに対し、前2項の乙または第三者の著作物およびコンテンツについて、甲が乙の店舗、モール、他の甲らのサービスのプロモーション、楽天市場のOEM供給等のため、以下に定める媒体において、必要な範囲において楽天市場内または提携サイトからのハイパーリンク、楽天市場のOEM供給等、甲が妥当と判断する方法により無償で利用・改変することを許諾する。なお、改変した範囲において、乙は、著作権人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。
（1） 甲らが運営するWebサイト、アプリケーション
（2） 甲らが管理するSNSアカウント上の投稿
（3） 甲らが配信するテレビCM、新聞・雑誌等の広告
（4） 甲らが運営・参加するイベントで配布する印刷物、投影資料
（5） 甲らの提携企業、甲らが提供するアプリイイベントサービスの参加者が運営するWebサイト、アプリケーション
4. 乙は、出店ページを閲覧した者その他甲が認める第三者に対し、本案第1項の乙または本案第2項の第三者の著作物およびコンテンツについて、甲が認める方法により、当該第三者が自己の管理するSNS等の媒体で利用・改変することを無償で許諾する。

第4条 権利の譲渡等

乙は、モールに出店する権利その他本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分することはできない。

第5条 出店ページの開設

甲は、乙に対し、第2条第1項の申込を承諾した場合、サーバ内の甲が指定するURLに乙の出店ページを開設するとともに、出店ページにアクセスするために必要となるIDおよびパスワードを発行する（出店ページの開設日を以下「アカウント発行日」という）。

第6条 コンテンツの表示

1. 乙は、出店ページ上に、甲の定める規格に従い、販売する商品ないし提供する役務（以下「商品等」という）についての情報等（以下「コンテンツ」という）をアカウント発行日から合理的期間内に制作する。
2. 乙は、前項のコンテンツの制作にあたり、次の事項を遵守する。
（1） 第18条その他本規約等に反する表示をしないこと
（2） わいせつ、グロテスクその他一般人が不快感を覚える表示をしないこと
（3） 商品等に特定商取引に関する法律が適用されるか否かにかかわらず、同法11条および同法施行規則8条により表示を義務づけられた事項について表示すること
（4） 前号のほか、以下の事項について表示すること

ア. 出店ページの管理責任者の氏名、電話番号および電子メールアドレス
イ. 営業時間、定休日等
ウ. 商品等についての問い合わせおよび苦情は乙宛に行うべきこと
エ. 甲指定のユーザ店舗評価ポイント画面
オ. その他甲所定の事項

3. 甲は、第1項の規定に基づき乙の制作したコンテンツにつき審査を行うものとし、そのコンテンツがモールにふさわしいと認めた場合には、当該コンテンツを利用した出店を許可し、その旨を乙に通知するとともに、当該出店ページをモール上に公開する。乙は当該通知を受領したときから、当該出店ページを利用して販売等を行うことができる。ただし、甲が最初の基本出店料の入金を確認できない場合はこの限りではない。

4. 乙は、出店後、第2項その他本規約等により認められる範囲内で、出店ページ上のコンテンツを改訂し、表示することができる。乙は、コンテンツについては、常に最新の情報をユーザに提供するよう、定期的に更新を行う。
5. 甲は、乙の作成したコンテンツがモールにふさわしくないと合理的に判断した場合には、その内容および表示を変更することができる。この場合、第22条第1項の規定を適用する。
6. 乙が出店ページに登録可能な商品数（購入期間終了後の商品や倉庫の中の商品を含む）の上限は出店形態毎に別表（※ライトプラン特約、プレミアムライトプラン特約、がんばれ!プラン特約あり）に定めるとおりとする。

第7条 販売方法

1. 乙は、出店ページを閲覧した者から商品等の注文、問い合わせ等その他出店ページの利用があった場合には、その者（以下「顧客」という）との間で、商品等の送付、代金の決済その他販売に必要な手続きを直接行う。
2. 乙は、顧客との代金決済については、甲が別途定める「楽天市場決済基本規約」の定めに従うものとする。
3. 乙は、顧客に対し、取引の当事者は乙と顧客であり、販売等に伴う権利・義務は乙と当該顧客との間で発生することを明確

第1条 総則

本規約は、楽天株式会社（以下「甲」という）がインターネット上で運営するショッピングモール「楽天市場」（以下「モール」という）への「スタンダードプラン」および「メガショッピングプラン」での出店に関し、甲と出店申込者（以下「乙」という）との間の契約関係（以下「本契約」という）を定めるものである。

第2条 出店の申込

1. 乙は、モールにおいて物品の販売および役務の提供（以下「販売等」という）を行うこと（以下「出店」という）を希望する場合、甲所定の方法により申込を行わなければならない。
2. 甲は、前項の申込を承諾した場合、乙に対し、甲が管理するサーバ（以下「サーバ」という）内の乙の出店用のページ（以下「出店ページ」という）、販売等に必要となる甲所定のWebサイトの枠組みおよびデータベースシステム、ならびにモールおよび出店ページを構成するソフトウェアを、乙が本規約および甲乙間で適用される他の規約、ガイドラインその他の合意事項（以下あわせて「本規約等」という）に従って使用することを許諾する。
3. 甲は、前項のホームページの枠組み、データベースシステムおよびソフトウェアについて、甲の判断により自由にその仕様を変更し、バージョンアップをすることができる。
4. 甲は、乙に対し、出店を承諾した場合、別途甲が定める「R-Mail利用規約」に従いR-Mailサービスを、「RMS全商品モバイル対応サービス利用規約」に従いRMS全商品モバイル対応サービスをそれぞれ利用することを許諾する。
5. 乙は、甲が別途定める「楽天スーパーポイント利用規約」および「楽天スーパーポイント利用規約（出店者向け）」に従い、楽天スーパーポイントプログラムおよび楽天スーパーアフィリエイトプログラムに参加しなければならない。

第3条 届出事項

1. 乙は、第2条の申込に際し、以下の事項をあらかじめ甲に届け出るものとし、以下の事項に変更がある場合にも同様とする。届出がなかったことによる損害は乙の負担とする。
ア. 商号（屋号）、代表者名および住所
イ. 取扱商品および役務
ウ. 出店についての責任者（以下「管理責任者」という）の氏名、電子メールアドレス、電話番号その他甲所定の事項
エ. 代金の決済方法
オ. その他甲が指定する乙の業務に関する事項
2. 甲が前項により届出のあった乙の住所に書面を郵送した場合には、乙の受領拒絶・不在その他の事情で書面が到達しなかった場合または配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなす。
3. 甲が第1項により届出のあった乙の管理責任者の電子メールアドレス（以下「届出メールアドレス」という）に電子メールを送信した場合には、当該電子メールは乙が受信した時点または甲による送信後24時間の経過のいずれか早い時点で到達したものとみなす。
4. 甲が乙に対し、甲のサーバ内の甲所定のページに連絡事項を掲示した旨を届出メールアドレス宛に電子メールにより通知した場合、乙は、速やかに当該連絡事項の確認をしなければならず、乙による確認または当該電子メールが前項により到達したとみなされた時点から24時間の経過のいずれか早い時点で当該連絡事項は乙に到達したものとみなす。

楽天市場出店規約

本規約は、以下の事項について、

楽天市場株式会社（以下「**楽天**」）が

者および配送業者に対して、本条と同等の守秘義務を課した上で、代金決済および商品等の配送に必要な範囲で、顧客情報を開示することができる。

- 乙は、本契約終了後、甲が書面で特に承諾した場合を除き顧客情報を開示することはできない。また、乙は契約終了にあたって甲の管理下にある顧客情報を抽出してはならない。
- 乙は、乙が個人情報保護に関する法律上の個人情報取扱事業者に該当するかどうかを問わず、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務等を遵守しなければならない。
- 乙は、顧客情報の漏洩が楽天市場の信用を毀損する等、その他楽天市場全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、顧客情報の適切な保存および廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任、従業員教育の実施等、顧客情報が外部に漏洩しないよう必要な措置をとらなければならない。万一、乙より顧客情報が他に漏洩した場合は、乙は、故意または過失の有無を問わず、これにより甲らにおいて生じた一切の損害および費用負担（顧客へのお詫びに要した費用および弁護士費用を含む）を賠償する責に任ずる。
- 第4項ないし前項の規定は、本契約終了後においても引続きその効力を有するものとする。

<p>第17条 守秘義務</p>
<ol style="list-style-type: none">甲および乙は、本契約期間中または契約終了後にかかわらず、本契約および本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩・開示・提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。 甲は、前項にかかわらず、法令もしくは国の機関等により要請された場合または甲が、甲、顧客、他の出店者もしくは第三者の権利、財産の保護のためもしくはモールの運営のため必要と判断した場合、甲のグループ会社、国の機関等または守秘契約を締結した提携会社に対し、乙に関する個人情報を含めた情報を開示、交換することができる。

<p>第18条 禁止事項</p>
<ol style="list-style-type: none">乙は、以下の行為を行ってはならない。 <ol style="list-style-type: none">法令の定めと違反する行為またはそのその他の行為 公序良俗に反する行為 日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為 消費者の判断に錯誤を与えおそれのある行為 甲、他の出店者または第三者に対し、財産権（知的財産権を含む）の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為 第9条第3項の出店許可の前に出店ページを第三者に公開する行為（出店ページの宣伝広告およびそのURLの告知を含む）または出店ページを利用して販売等を行う行為 モールの他の店舗の宣伝、外部Webサイトへのハイパーリンク、電話・FAX・電子メールなどを利用したサイト外取引についての優遇措置の表示、その他の方法により顧客をモール外の取引に誘引する行為 モールの利用を通じて取得した電子メールアドレスに対し、R-Mail以外の方法により広告・宣伝を内容とする電子メールを配信する行為 本契約終了後に、モールの出店ページ運営に関連し取得したメールアドレスその他の顧客情報を利用する行為（広告・宣伝を内容とする電子メールの配信その他の勧誘を含むが、これに限られない） 甲と同種または類似の業務を行う行為 甲のサービス業務の運営・維持を妨

- 行為
 - モールに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込み行為
 - サーバその他の甲のコンピュータに不正にアクセスする行為
 - 甲が別途禁止行為として定める行為
- 乙は、法令により販売が禁止されている商品等、第三者の権利を侵害するおそれのある商品等、甲が別途販売禁止として乙に通知した商品等またはモールのイメージに合致しない甲が判断した商品等の販売をすることができない。
- 乙が第1項に定める禁止行為を行った場合には、甲は、別途定めるガイドラインの規定等に従い、禁止行為の内容等に応じた当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとする。
- 乙が以下の事由のいずれかに該当した場合には、甲からの請求によって、乙は、甲に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとする。
- 乙が以下の事由のいずれかに該当した場合には、甲からの請求によって、乙は、甲に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとする。
- 乙が以下の事由のいずれかに該当した場合には、甲が承諾をしたときに当該付随サービスに関する契約は有効に成立する。
- 付随サービスに関する事項で、付随サービスの規約に定めのない事項については本規約の規定を準用する。

<p>第19条 パスワードの管理等</p>
<ol style="list-style-type: none">乙は、第5条に基づき甲から発行されたパスワードについて、第三者に知られないよう管理し、定期的に甲所定の方法によりパスワードの変更登録を行うなど、パスワードの濫用を防止する措置を乙の責任において行う。 乙は、コンテンツの送信その他モールへのアクセスに際しては、甲所定の方法により、甲より発行されたIDおよびパスワードを入力しなければならない。甲は、コンテンツの送信その他モールへのアクセスについて、送信されたIDおよびパスワードがいつれも乙が登録したものである場合には、乙からの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故等により生じた損害については一切責任を負わない。

<p>第20条 サービスの一時停止</p>
<p>乙は、第2条第2項記載の甲が提供するサービス（以下「サービス」という）について、以下の事由により乙に事前に通知されることなく一定期間停止を含めた措置があることをあらかじめ承諾し、サービス停止による基本出店料等の返還、損害の補償等を甲に請求しないこととする。</p> <ol style="list-style-type: none">甲のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止 コンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止 甲、顧客、他の出店者その他の第三者の利益を保護するため、その他甲がやむを得ないと判断した場合における停止

<p>第21条 出店停止等</p>
<ol style="list-style-type: none">甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当する場合には、乙の出店の停止、乙が表示したコンテンツの削除、出店停止理由の公表その他の必要な措置を取ることができる。この場合、乙は速やかに甲の指示に従い、改善措置をとらなくてはならない。なお、本条の定めは第26条に定める甲による本契約の解除・解約を妨げない。 <ol style="list-style-type: none">第26条第1項に定める事由が生じたとき 乙の店舗において商品等を購入した顧客から商品等の不備、到着遅延または返金等に関する苦情が頻発したとき その他甲が消費者保護の観点などから出店停止等の措置が必要と判断したとき 前項に基づき乙が出店停止等の措置を受けている場合であっても、乙は、第12条ないし第14条に基づく基本出店料、システム利用料および資料請求受付料の支払義務を負うものとする。

<p>第22条 免責</p>
<ol style="list-style-type: none">甲は、乙が出店に関して被った損害（サー

- バまたはソフトウェアの障害・不具合・誤動作、本契約に基づく出店ページの全部または一部の滅失、サービスの全部または一部の停止、乙の出店停止、顧客との取引等によるものを含むが、それらに限られず、またその原因のいかんを問わないこととして、賠償を責を負わない。
- 甲は、乙に対する事前の承諾なく、モールの仕様等の変更もしくは追加またはサービスの停止もしくは廃止を行うことができる。
- 甲は、サーバに障害が発生した等の理由により、モールにおける乙の店舗運営が困難が生じると甲が判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができる。
- 乙が第1項に定める禁止行為を行った場合には、甲は、別途定めるガイドラインの規定等に従い、禁止行為の内容等に応じた当然に期限の利益を失い、直ちに債務の支払いに直ちに応じなければならない。

<p>第23条 付随サービス</p>
<ol style="list-style-type: none">乙は、本規約に基づくサービスに付随するサービス（以下「付随サービス」という）について、第5条に基づき甲が乙に対して発行したIDおよびパスワードを使用して甲所定の方法により契約の申込をすることができる。 前項の当該申込に対して甲が承諾をしたときに当該付随サービスに関する契約は有効に成立する。 付随サービスに関する事項で、付随サービスの規約に定めのない事項については本規約の規定を準用する。
<p>第24条 乙による解約 ※ライトプラン特約あり</p>
<ol style="list-style-type: none">乙は、アカウント発行日から1年を経過するまでは、甲に対し基本出店料1年分かつ月払いの基本出店料を控除した金額および解約日までのシステム利用料、資料請求受付料および付随サービスの利用料（以下あわせて「システム利用料等」という）を支払った上で甲所定の書面を提出することにより、本契約を解約することができる。 乙は、アカウント発行日から1年を経過した後は、解約日の1ヶ月前までに甲所定の方法により書面にて申し入れることにより、本契約を解約することができる。この場合、乙は、解約日までの基本出店料を解約日までに、システム利用料等を甲が指定する期日までにそれぞれ支払うものとする。

<p>第25条 出店プラン・出店形態の変更</p>
<p>乙は、出店プランを変更することはできない。ただし、甲所定の方法により申込を行い甲が乙の出店プランの変更を承諾した場合、乙は甲所定の追加基本出店料を支払うことにより出店プランを変更することができる。（※ライトプラン特約、がんばれ1プラン特約あり）</p> <ol style="list-style-type: none">本規約等に違反したとき 手形または小切手の不渡りが発生したとき 差押入、仮差押入、仮処分その他の強制執行または滞納処分申し立てを受けたとき 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき 前3号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき 解散または営業停止状態となったとき 甲による連絡が取れなくなったとき 販売方法、取扱商品、その他業務運営について行政当局による注意または勧告を受けたとき

<p>第26条 甲による解除・解約</p>
<ol style="list-style-type: none">甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに乙の出店ページをモールおよびサーバから削除することができる。 <ol style="list-style-type: none">本規約等に違反したとき 手形または小切手の不渡りが発生したとき 差押入、仮差押入、仮処分その他の強制執行または滞納処分申し立てを受けたとき 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき 前3号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき 解散または営業停止状態となったとき 甲による連絡が取れなくなったとき 販売方法、取扱商品、その他業務運営について行政当局による注意または勧告を受けたとき

<p>第27条 準拠法、合意管轄裁判所</p>
<p>本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲と乙との間で訴訟の必要を生じた場合は、訴訟のいかんにかかわらず、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p>

<p>第28条 規約の変更</p>
<ol style="list-style-type: none">甲は、必要と認めたときに、乙へ予告なく本規約および本規約に付随する規約の内容を変更することができる。 本規約または本規約に付随する規約の要

- 販売方法、取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反しまたはモールにふさわしくない甲が判断したとき
- アカウント発行日から6ヶ月以内に第6条3項に基づく出店（出店ページをモール上に公開する）許可がなされない場合（※ライトプラン特約あり）
- 本項各号のいずれかに準ずる事由があると甲が判断した場合
- その他甲が乙との出店契約の継続が困難であると判断した場合
- 甲は、事由のいかんを問わず、1ヶ月前までに書面で相手方に通知することにより本契約を解約することができる。
- 乙が第1項各号の事由のいずれかに該当した場合には、乙は、甲からの通知催告等がなくても、甲に対する一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとする。
- 乙が以下の事由のいずれかに該当した場合には、甲からの請求によって、乙は、甲に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとする。
- 乙が以下の事由のいずれかに該当した場合には、甲が承諾をしたときに当該付随サービスに関する契約は有効に成立する。
- 付随サービスに関する事項で、付随サービスの規約に定めのない事項については本規約の規定を準用する。

- 販売方法、取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反しまたはモールにふさわしくない甲が判断したとき
- アカウント発行日から6ヶ月以内に第6条3項に基づく出店（出店ページをモール上に公開する）許可がなされない場合（※ライトプラン特約あり）
- 本項各号のいずれかに準ずる事由があると甲が判断した場合
- その他甲が乙との出店契約の継続が困難であると判断した場合
- 甲は、事由のいかんを問わず、1ヶ月前までに書面で相手方に通知することにより本契約を解約することができる。
- 乙が第1項各号の事由のいずれかに該当した場合には、乙は、甲からの通知催告等がなくても、甲に対する一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとする。
- 乙が以下の事由のいずれかに該当した場合には、甲からの請求によって、乙は、甲に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとする。
- 乙が以下の事由のいずれかに該当した場合には、甲が承諾をしたときに当該付随サービスに関する契約は有効に成立する。
- 付随サービスに関する事項で、付随サービスの規約に定めのない事項については本規約の規定を準用する。

- 販売方法、取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反しまたはモールにふさわしくない甲が判断したとき
- アカウント発行日から6ヶ月以内に第6条3項に基づく出店（出店ページをモール上に公開する）許可をするまでは、乙から既に受領した基本出店料を返還することにより、本契約を直ちに解約することができる。
- 第1項、第2項または前項により本契約が終了した場合でも、甲は、乙に対し、設備投資、費用負担、遡失利益その他乙に生じた損害につき一切責任を負わない。

<p>第26条の2 反社会的勢力との関係を保理由とする解除</p>
<ol style="list-style-type: none">甲は乙が次の各号の一つにでも該当すると判断した場合は、乙に何らの催告なく本契約を解除し、直ちに乙の出店ページをモールおよびサーバから削除することができる。 <ol style="list-style-type: none">暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」という）である場合、または過去に暴力団等であった場合 暴力団等が事業活動を支配する個人または法人であるとき 役員または従業員のうち暴力団等が該当する者がある場合 乙（乙が法人である場合はその役員）が刑事事件によって逮捕もしくは拘留された場合または乙が刑事訴訟を受けた場合 自らまたは第三者を利用して、甲または顧客に対して、誹術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為または脅迫的言辭を用いるなどした場面 甲または顧客に対し、自身が暴力団等である旨を伝え、または自身の関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどした場面

<p>第29条 甲による解除・解約</p>
<ol style="list-style-type: none">甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに乙の出店ページをモールおよびサーバから削除することができる。 <ol style="list-style-type: none">本規約等に違反したとき 手形または小切手の不渡りが発生したとき 差押入、仮差押入、仮処分その他の強制執行または滞納処分申し立てを受けたとき 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき 前3号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき 解散または営業停止状態となったとき 甲による連絡が取れなくなったとき 販売方法、取扱商品、その他業務運営について行政当局による注意または勧告を受けたとき

<p>第30条 甲による解除・解約</p>
<ol style="list-style-type: none">甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに乙の出店ページをモールおよびサーバから削除することができる。 <ol style="list-style-type: none">本規約等に違反したとき 手形または小切手の不渡りが発生したとき 差押入、仮差押入、仮処分その他の強制執行または滞納処分申し立てを受けたとき 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき 前3号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき 解散または営業停止状態となったとき 甲による連絡が取れなくなったとき 販売方法、取扱商品、その他業務運営について行政当局による注意または勧告を受けたとき

<p>第31条 契約期間</p>
<p>本契約の有効期間は、アカウント発行日から3ヶ月間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、3ヶ月延長されるものとし、以後も同様とする。</p>

<p>第32条 基本出店料</p>
<p>乙は、基本出店料の3ヶ月分を甲の定める期日までに前払するものとする。ただし、最初の3ヶ月分の基本出店料については、アカウント発行日から20日以内に前払するものとする。</p>

<p>第33条 基本出店料</p>
<p>乙は、基本出店料の3ヶ月分を甲の定める期日までに前払するものとする。ただし、最初の3ヶ月分の基本出店料については、アカウント発行日から20日以内に前払するものとする。</p>

<p>第34条 乙による解約</p>
<p>乙は、第11条の規定にかかわらず、甲に対し解約日までの未払基本出店料、システム利用料、資料請求受付料および付随サービスの利用料を支払うことにより、本契約を解約することができる。</p>

<p>第35条 出店プラン・出店形態の変更</p>
<p>乙は、甲所定の方法により申込を行い、甲が乙の出店プランの変更を承諾した場合には、甲所定の追加基本出店料を支払うことにより、当該時点で甲が提供する他の出店プランへの変更を行うことができる。</p>

<p>第36条 甲による解除・解約</p>
<ol style="list-style-type: none">(10) アカウント発行日から3ヶ月以内に第6条3項に基づく出店（出店ページをモール上に公開する）許可がなされない場合 ※出店規約第6条6項（出店ページに登録可能な取扱商品（上限）、第12条1項（基本出店料）および第13条1項（システム利用料の料率）に定める

<p>別表</p>
<p>別表については、「ライトプラン別表」のとおりとする。</p>

<p>がんばれ1プラン特約</p>
<p>本特約は、「楽天市場」（以下「モール」）というの「がんばれ1プラン」（以下「本プラン」）というの出店の申込を行った者（以下「乙」）と「楽天株式会社（以下「甲」）」との間の契約関係（以下「本契約」）について、楽天市場出店規約（以下「出店規約」）というの特約を定めるものである。本特約に規定する第11条、第12条、第25条および別表については、出店規約の規定は適用されず、以下の規定が適用されるものとし、それ以外の条項については、出店規約がそのまま適用される。</p>

<p>第11条 契約期間</p>
<ol style="list-style-type: none">本契約の有効期間は、アカウント発行日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。 本プランは期間限定の特別プランであり、甲は、本プランの廃止を決定することができる。なお、本プランの有効期間（有効期間が延長された場合は当該延長された有効期間をいう。下同じ。）満了のときまでに第25条に基づき他の出店プランへの変更を行わないときは、前項但書にかかわらず本契約は延長されず、有効期間満了をもって終了するものとする。 前項にかかわらず、甲が、本プランの廃止にあたり、総合的にみて本プランと同等またはより乙に有利な条件の他の出店プランに基づく本契約の継続を乙に提案した場合、乙は甲所定の方法より当該他の出店プランに基づく本契約の継続を希望しない旨の意思表示を行わない限り、当該他の出店プランに基づく本契約の継続を承諾したものとみなし、有効期間満了と同時に当該他の出店プランに切り替えて本契約を継続更新するものとする。

<p>第12条 基本出店料</p>
<p>本契約の有効期間は、アカウント発行日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙の一方から書面にによる解約の意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。</p>

<p>第13条 基本出店料</p>
<p>本契約の有効期間は、アカウント発行日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙の一方から書面にによる解約の意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。</p>

<p>第14条 基本出店料</p>
<p>本契約の有効期間は、アカウント発行日から3ヶ月間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、3ヶ月延長されるものとし、以後も同様とする。</p>

<p>第15条 基本出店料</p>
<ol style="list-style-type: none">乙は、甲に対し、基本出店料として別表に定める出店形態等の金額を支払う。 乙は、12か月分の基本出店料を、アカウント発行日から5日以内に前払するものとする。但し、第11条第1項但書による延長後の基本出店料については、6か月分を甲の定める期日までに前払するものとする。

<p>第16条 基本出店料</p>
<ol style="list-style-type: none">乙は、甲に対し、基本出店料として別表に定める出店形態等の金額を支払う。 乙は、12か月分の基本出店料を、アカウント発行日から5日以内に前払するものとする。但し、第11条第1項但書による延長後の基本出店料については、6か月分を甲の定める期日までに前払するものとする。

<p>第17条 基本出店料</p>
<ol style="list-style-type: none">乙は、甲に対し、基本出店料として別表に定める出店形態等の金額を支払う。 乙は、12か月分の基本出店料を、アカウント発行日から5日以内に前払するものとする。但し、第11条第1項但書による延長後の基本出店料については、6か月分を甲の定める期日までに前払するものとする。

<p>第18条 基本出店料</p>
<ol style="list-style-type: none">乙は、甲に対し、基本出店料として別表に定める出店形態等の金額を支払う。 乙は、12か月分の基本出店料を、アカウント発行日から5日以内に前払するものとする。但し、第11条第1項但書による延長後の基本出店料については、6か月分を甲の定める期日までに前払するものとする。

<p>第19条 基本出店料</p>
<ol style="list-style-type: none">乙は、甲に対し、基本出店料として別表に定める出店形態等の金額を支払う。 乙は、12か月分の基本出店料を、アカウント発行日から5日以内に前払するものとする。但し、第11条第1項但書による延長後の基本出店料については、6か月分を甲の定める期日までに前払するものとする。

<p>第20条 基本出店料</p>
<ol style="list-style-type: none">乙は、甲に対し、基本出店料として別表に定める出店形態等の金額を支払う。 乙は、12か月分の基本出店料を、アカウント発行日から5日以内に前払するものとする。但し、第11条第1項但書による延長後の基本出店料については、6か月分を甲の定める期日までに前払するものとする。

<p>別表</p>
<p>別表については、「ライトプラン別表」のとおりとする。</p>

<p>がんばれ1プラン特約</p>
<p>本特約は、「楽天市場」（以下「モール」）というの「がんばれ1プラン」（以下「本プラン」）というの出店の申込を行った者（以下「乙」）と「楽天株式会社（以下「甲」）」との間の契約関係（以下「本契約」）について、楽天市場出店規約（以下「出店規約」）というの特約を定めるものである。本特約に規定する第11条、第12条、第25条および別表については、出店規約の規定は適用されず、以下の規定が適用されるものとし、それ以外の条項については、出店規約がそのまま適用される。</p>

<p>第11条 契約期間</p>
<ol style="list-style-type: none">本契約の有効期間は、アカウント発行日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。 本プランは期間限定の特別プランであり、甲は、本プランの廃止を決定することができる。なお、本プランの有効期間（有効期間が延長された場合は当該延長された有効期間をいう。下同じ。）満了のときまでに第25条に基づき他の出店プランへの変更を行わないときは、前項但書にかかわらず本契約は延長されず、有効期間満了をもって終了するものとする。 前項にかかわらず、甲が、本プランの廃止にあたり、総合的にみて本プランと同等またはより乙に有利な条件の他の出店プランに基づく本契約の継続を乙に提案した場合、乙は甲所定の方法より当該他の出店プランに基づく本契約の継続を希望しない旨の意思表示を行わない限り、当該他の出店プランに基づく本契約の継続を承諾したものとみなし、有効期間満了と同時に当該他の出店プランに切り替えて本契約を継続更新するものとする。

<p>第12条 基本出店料</p>
<p>本契約の有効期間は、アカウント発行日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙の一方から書面にによる解約の意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。</p>

<p>第13条 基本出店料</p>
<p>本契約の有効期間は、アカウント発行日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙の一方から書面にによる解約の意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。</p>

<p>第14条 基本出店料</p>
<ol style="list-style-type: none">乙は、甲に対し、基本出店料として別表に定める出店形態等の金額を支払う。 乙は、12か月分の基本出店料を、アカウント発行日から5日以内に前払するものとする。但し、第11条第1項但書による延長後の基本出店料については、6か月分を甲の定める期日までに前払するものとする。

<p>第15条 基本出店料</p>
<ol style="list-style-type: none">乙は、甲に対し、基本出店料として別表に定める出店形態等の金額を支払う。 乙は、12か月分の基本出店料を、アカウント発行日から5日以内に前払するものとする。但し、第11条第1項但書による延長後の基本出店料については、6か月分を甲の定める期日までに前払するものとする。

<p>第16条 基本出店料</p>
<ol style="list-style-type: none">乙は、甲に対し、基本出店料として別表に定める出店形態等の金額を支払う。 乙は、12か月分の基本出店料を、アカウント発行日から5日以内に前払するものとする。但し、第11条第1項但書による延長後の基本出店料については、6か月分を甲の定める期日までに前払するものとする。

<p>第17条 基本出店料</p>
<ol style="list-style-type: none">乙は、甲に対し、基本出店料として別表に定める出店形態等の金額を支払う。 乙は、12か月分の基本出店料を、アカウント発行日から5日以内に前払するものとする。但し、第11条第1項但書による延長後の基本出店料については、6か月分を甲の定める期日までに前払するものとする。

<p>第18条 基本出店料</p>
<ol style="list-style-type: none">乙は、甲に対し、基本出店料として別表に定める出店形態等の金額を支払う。 乙は、12か月分の基本出店料を、アカウント発行日から5日以内に前払するものとする。但し、第11条第1項但書による延長後の基本出店料については、6か月分を甲の定める期日までに前払するものとする。

<p>第19条 基本出店料</p>
<ol style="list-style-type: none">乙は、甲に対し、基本出店料として別表に定める出店形態等の金額を支払う。 乙は、12か月分の基本出店料を、アカウント発行日から5日以内に前払するものとする。但し、第11条第1項但書による延長後の基本出店料については、6か月分を甲の定める期日までに前払するものとする。

<p>第20条 基本出店料</p>
<ol style="list-style-type: none">乙は、甲に対し、基本出店料として別表に定める出店形態等の金額を支払う。 乙は、12か月分の基本出店料を、アカウント発行日から5日以内に前払するものとする。但し、第11条第1項但書による延長後の基本出店料については、6か月分を甲の定める期日までに前払するものとする。

- 象期間が終了するポイント対象ページへのアクセス数に基づき、月ごとに計算するものとする（以下、ある月について計算された本サービス利用により乙が負担するポイント数を「月間付与ポイント数」という。）
- 月間付与ポイント数は、計算対象となる月の翌月25日（以下「**締め日**」）に確定する。
- 月間付与ポイント数の算定については、出店規約第13条第7項の規定の「基準売上高」を「月間付与ポイント数」と読み換えて適用する。
- ポイント原資の支払いについては、出店規約第13条第8項の規定の「基準売上高」を「月間付与ポイント数」と読み換えて適用する。なお、銀行振込手数料その他支払いに要する費用は乙の負担とする。

<p>第6条 出店規約の準用</p>
<p>本規約に定めのない事項については、出店規約の規定が準用される。この場合、出店規約における「出店ページ」は「モバイル出店ページ」と、「モール」は「RMS全商品モバイルモール」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。</p>

<p>第7条 ポイント付与等</p>
<p>本規約に定めのない事項については、出店規約の規定が準用される。この場合、出店規約における「出店ページ」は「モバイル出店ページ」と、「モール」は「RMS全商品モバイルモール」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。</p>

<p>第8条 ポイント付与等</p>
<p>本規約に定めのない事項については、出店規約の規定が準用される。この場合、出店規約における「出店ページ」は「モバイル出店ページ」と、「モール」は「RMS全商品モバイルモール」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。</p>

<p>第9条 ポイント付与等</p>
<p>本規約に定めのない事項については、出店規約の規定が準用される。この場合、出店規約における「出店ページ」は「モバイル出店ページ」と、「モール」は「RMS全商品モバイルモール」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。</p>

<p>第10条 ポイント付与等</p>
<p>本規約に定めのない事項については、出店規約の規定が準用される。この場合、出店規約における「出店ページ」は「モバイル出店ページ」と、「モール」は「RMS全商品モバイルモール」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。</p>

<p>第11条 ポイント付与等</p>
<p>本規約</p>

楽天市場出店規約

楽天市場の出店規約の目次

めに必要となる書類その他を甲の求めに応じて提出するものとする。乙と、同一ブランドのカードを取り扱う複数のカード会社の間でカード加盟店契約が成立した場合、当該カードブランドを取り扱ういずれのカード会社を本サービスにかか

る個々の取引について決済を行うカード会社とするかの決定は、甲の裁量のもとに行うものとする。

8. カード加盟店契約およびカード加盟店契約に基づくクレジットカード決済に関する事項で本規約に定めのない事項については、カード会社がカード加盟店契約に関して定める規約、約款等の定めるところに従うものとする。

はならない。ただし、甲および甲を通じてカード会社が特に認めた場合にはこの限りではない。

4. 乙は、ソフトウェアのダウンロード販売等、商品の配送を伴わない商品等を取り扱う場合は、あらかじめカードの不正使用防止策を講じた上で事前に甲にその旨を申請し、甲の承認する運用方法により通信販売を行わなければならない。

5. 乙は、継続的なサービス、役務の提供にあたって、その代金を前払いで受領するために本サービスを利用してはならない。ただし、甲および甲を通じてカード会社が特に認めた場合にはこの限りではない。なお、顧客、顧客が当該サービス、役務提供の契約期間中に契約の中途解約および未經過期間についての代金の返金を申し出たときには、乙が全責任をもってそれに対応するものとし、甲およびカード会社に対して一切迷惑をかけるものとする。なお、顧客に対して返金を行う場合の処理の方法については、甲所定の方法によるものとする。

6. 乙が販売または提供する物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品等について、乙以外の第三者が著作権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権その他の権利を有する場合は、事前に当該第三者から当該権利を甲および乙が使用することについて許諾を受けなければならない。受けた者からこれらの権利に基づく請求を受ける場合には、乙が全責任をもってそれに対応し、甲およびカード会社に対して一切迷惑をかけるものとし、当該請求を受けたことに関し必要となる顧客に対する対応の一切を行うものとする。

第6条 資料提供等

1. 乙は、甲またはカード会社から本サービスの運用に必要となる情報、資料等の提供を求められた場合、これに応じるものとする。

2. 甲は、必要に応じて乙の事業所内に立ち入り、乙による本契約の遵守状況を確認することができるものとする。

3. 乙は、甲とカード会社との間で契約に定める事項について、カード会社から調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じるものとする。

第7条 禁止事項

1. 乙は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わなければならない。

- 本サービスにより利用することができる情報を改ざんまたは破壊する行為
- 有害なコンピュータプログラムなどを送信または書き込む行為
- 甲または第三者（顧客を含む。以下、本項において同じ。）の著作権その他の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為
- 甲または第三者を誹謗し、中傷し、またはその名誉を傷つけるような行為
- 甲または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為
- 本サービスの規定に反する行為
- 法令に違反し、または違反するおそれのある行為

2. 甲は、乙が前項各号に該当する行為を行っている場合、該当する行為を行うおそれがあることを判断した場合、またはカード会社が乙の取引が不適切であると判断した場合には、乙に対して、本サービス利用店舗上のコンテンツの全部または一部の削除、商品等の全部または一部の販売、提供の停止を求めることができるものとし、乙が甲にかかる要求があった場合には即時にこれに従うものとする。

第8条 売上承認の取得

乙は、取扱商品等の販売または提供にあたって、クレジットカードによる決済を支払方法とする申込を受けたときは、甲が別途定める方法により、甲を代理人として、その条件につきカード会社の売上承認を受けなければならない。乙がかかると顧客が理解できるように明示しなければならない。

4. 乙は、顧客が乙と取引を行うにあたり利用することのできるカードの種類を表示しなければならない。ただし、乙とカード会社との間でのカード加盟店契約が解除された場合には、乙はただちに当該表示を取りやめなければならない。

5. 乙は、顧客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口で受け付ける苦情、問い合わせ等に対し速やかな対応を行わなければならない。
6. 乙は、顧客のクレジットカード番号、有効期限等のクレジットカードに関する情報を乙が保持する場合、これらに関するすべての情報（以下「カード情報」という）を第三者に開覧、漏洩、改ざん、破壊されないための措置をあらかじめ講じなければならない。かつ、そのような事態が生じないようカード情報に類する重要な情報を取り扱う者に通常要求される注意義務に従いつード情報を取り扱うなければならない。
7. 乙が保持するカード情報の漏洩等により、顧客その他の第三者との間で紛争が生じた場合には、乙はその責任と負担において当該紛争を解決するものとし、甲およびカード会社に対して一切迷惑をかけるものとする。

第9条 本人確認

1. 乙は、顧客より取扱商品等の注文を受けられる場合、当該注文において提示されるクレジットカードがその注文者の本人名義のものであるかの確認を行わなければならない。

2. 乙が、クレジットカードの名義人以外の者を、正當に当該クレジットカードを保有している者と誤認して取引を行ったことにより生じる紛争については、すべて乙がその責任と負担において解決するものとし、甲およびカード会社に一切迷惑をかけるものとする。

第10条 商品の発送

1. 乙は、乙が受付後（売上承認が得られた旨の通知を甲またはカード会社から受領した旨の）注文受付後（売上承認が得られた旨の）通知を甲またはカード会社から受領した旨の、速やかに顧客の指定した送付先に発送し、または甲およびカード会社から認められた方法により提供するものとする。
4. 乙は顧客が商品等の送付先として郵便局内書箱、私設私書箱等、商品等の受領確認が不明確となるおそれのあるものを指定した場合には、当該送付先に商

品等を発送しないものとし、当該顧客に商品等の発送ができない旨の連絡をするものとする。

2. 乙は、取扱商品等の発送または提供がただちに行えない場合、またはその遅延が発生しうる場合は、速やかに顧客および甲に対して発送時期または提供時期を書面その他甲の指定する方法にて通知するものとする。

3. 乙がソフトウェア等のダウンロード販売を行う場合は、甲およびカード会社が認める所定の方法による顧客の注文とこれに対する乙の承諾をもって商品等の発送があったものとみなすものとする。

4. 乙は、商品等の発送記録を整備し、運送会社の荷受伝票その他運送の委託を証明する文書等を保管するものとする。

た債権を別途定める期日に締め切り、当該債権の対象となる代金債権の金額を乙に支払うことを確認する。

2. 前項によりカード会社から乙に支払われる金員については、甲が乙を代理してカード会社より受領する。なお、甲が代理受領した金員については、利息は付さないものとする。

3. 乙は、前二項またはその他の事由によりカード会社が債権譲渡を取り消した場合、または乙が前項の代理受領権限を喪失した場合であっても、支払期日の20営業日前までに、乙が当該カード会社に対して甲の代理受領権限喪失を通知しない限り、当該カード会社は前項に基づき甲に譲渡代金の支払を行うことにより当該譲渡代金を弁済したとみなされ免責されることを、あらかじめ異議なく承諾する。

4. 甲は、乙に対し金銭債権を有するときは、第2項に基づき代理受領した金員は、甲の分配額から当該債権額を差し引くことができるものとする。

5. 甲は、前条第1項の場合で、カード会社から当該代金債権についての譲渡代金の支払が既に行われた後場合には、カード会社が乙に対して当該代金債権の買戻しを請求でき、その場合には乙はただちに当該代金債権を買い戻さなければならないことをあらかじめ承諾する。この場合、カード会社は乙に対する次回以降の支払金額から当該債権の譲渡代金に相当する金額を差し引くことができるものとする。

1. 乙が、甲所定の方法で申込み、甲がこれを認めた場合には、乙は短期払いサービスを利用することができる。但し、甲は、乙以下の事由のいずれかに該当する場合には、何ら催告するおそれなくただちに短期払いサービスの利用を中止することができるものとする。
(1) 第31条第1項各号の一に該当する場合
(2) カード会社から第15条第1項の債権譲渡が取消され、または第16条の債権の買戻し請求がなされたとき
(3) その他甲が乙に短期払いサービスの利用を継続させることが適当でないと判断したとき
2. 乙が短期払いサービスを利用している場合で、かつ、カード会社が別途定める会社の場合は、前条第2項ないし第4項にかかわらず、乙は、当該カード会社に対して有する代金債権を楽天カードに譲渡することとし、その対価を甲または楽天カードが別途定める期日に受領するものとする。
3. 第2項に定める場合において、乙は、以下の事由が発生した場合には、楽天カードとの間の債権譲渡契約が解除され、直ちに売買代金相当額を楽天カードに対して返還することについて承諾することとする。
(1) 代金債権について、当該カード会社が消滅の抗弁を主張する等により、支払いを拒絶した場合
(2) 当該債権譲渡が法令に違反する場合
(3) その他債権譲渡が不適当であると乙が判断した場合

第11条 本サービスにおいて利用できる支払区分

本サービスを利用したクレジットカードによる支払において、顧客が利用することができる代金の支払区分は、別途甲またはカード会社が定めるとおりとし、カード会社の判断により、分割払い等の支払区分を利用することができない場合があることを、乙はあらかじめ了承するものとする。

第14条の2 短期払いサービス

1. 乙が、甲所定の方法で申込み、甲がこれを認めた場合には、乙は短期払いサービスを利用することができる。但し、甲は、乙以下の事由のいずれかに該当する場合には、何ら催告するおそれなくただちに短期払いサービスの利用を中止することができるものとする。
(1) 第31条第1項各号の一に該当する場合
(2) カード会社から第15条第1項の債権譲渡が取消され、または第16条の債権の買戻し請求がなされたとき
(3) その他甲が乙に短期払いサービスの利用を継続させることが適当でないと判断したとき
2. 乙は、以下に定める日を売上日として売上情報を作成し、甲に提出するものとする。
(1) 乙が物品等を販売したときは、当該物品等の発送日
(2) 乙がサービス、役務等を提供したときは、当該サービス、役務等の提供日
3. 乙は、本条第1項の売上情報の提出にあたり、次の事項を行ってはならない。
(1) 現金の立替、過去の売掛金等、当該取引によって発生した債権以外の債権を記載することとする。
(2) 1回の取引について、複数の取引に分割して売上情報を記載すること。なお、ここにおいて1回の取引とは、乙における1回の物品等の発送またはサービス、役務等の提供をいうものとする。
(3) 事実と異なる売上日や架空、水増しした代金債権を記載する等、不实、不正の売上情報を提出すること。

第12条 売上情報

1. 乙は、本サービスを利用してクレジットカードを支払方法とする取扱商品等を販売または提供したときは、甲が乙を代理してカード会社に提供する売上伝票または売上請求データ（以下、総称して「売上情報」という）を、甲所定の方法により、甲に提出するものとする。
2. 乙は、以下に定める日を売上日として売上情報を作成し、甲に提出するものとする。
(1) 乙が物品等を販売したときは、当該物品等の発送日
(2) 乙がサービス、役務等を提供したときは、当該サービス、役務等の提供日
3. 乙は、本条第1項の売上情報の提出にあたり、次の事項を行ってはならない。
(1) 現金の立替、過去の売掛金等、当該取引によって発生した債権以外の債権を記載することとする。
(2) 1回の取引について、複数の取引に分割して売上情報を記載すること。なお、ここにおいて1回の取引とは、乙における1回の物品等の発送またはサービス、役務等の提供をいうものとする。
(3) 事実と異なる売上日や架空、水増しした代金債権を記載する等、不实、不正の売上情報を提出すること。

1. 乙は、本サービスの本規約に定める目的の範囲内で、かつ本規約に違反しない範囲で利用するものとする。
(5) 取扱商品等の販売、提供対象が法律上その他合理的な理由により、日本国内に居住する者に限らなければならない必要がある場合には、甲にあらかじめその旨を通知するとともに、本サービス利用店舗においてその旨を明示し、適用のある法律その他の規制を遵守すること。
(6) 販売、提供を行うにあたり、監督官庁その他の機関の許認可を得、または届出を行わなければならない取扱商品等を取り扱う場合には、甲にあらかじめそれらの手続を経ていることを証明する書類等を提出し、事前に甲および甲を通じてカード会社の承認を得ること。

2. 乙は、次の各号のいずれかに該当するものを取扱商品等として取り扱うことは、カード会社により禁止されていることを認識し、本サービスにおいてこれらを認識し、本サービスにおいてこれらを取扱いのないことを誓約する。

- 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約等、法令、国際条約その他の定められた違反するもの
- 犯罪行為を惹起するおそれがあるもの
- 生命または身体に危険をおよぼすおそれがあるもの
- 猥褻性のあるものまたは通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの
- 通常人の射撃心をあおるもの
- 生動物
- 事実誤認を生じさせるものまたは虚偽であるもの
- モールへの他のの出店者、顧客その他の第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権その他の知的財産権を侵害するもの
- モールへの他のの出店者、顧客その他の第三者の権利、財産、プライバシー等を侵害するもの
- モールへの他の出店者、顧客その他の第三者の肖像に反するものまたは顧客に販売、提供する商品、サービス等として不適切であると甲またはカード会社が判断するもの
- 乙は顧客に対し、本サービスを利用して商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券、有価証券等を販売または提供して

て、カード会社が調査の必要があると認めた場合には、カード会社その調査が完了するまで当該代金債権についての支払を留保することができることをあらかじめ承諾し、かかる場合において何ら異議を述べないものとする。

3. 乙は、前二項またはその他の事由によりカード会社が債権譲渡を取り消した場合、または乙が前項の代理受領権限を喪失した場合であっても、支払期日の20営業日前までに、乙が当該カード会社に対して甲の代理受領権限喪失を通知しない限り、当該カード会社は前項に基づき甲に譲渡代金の支払を行うことにより当該譲渡代金を弁済したとみなされ免責されることを、あらかじめ異議なく承諾する。

4. 甲は、乙に対し金銭債権を有するときは、第2項に基づき代理受領した金員は、甲の分配額から当該債権額を差し引くことができるものとする。

5. 甲は、前条第1項の場合で、カード会社から当該代金債権についての譲渡代金の支払が既に行われた後場合には、カード会社が乙に対して当該代金債権の買戻しを請求でき、その場合には乙はただちに当該代金債権を買い戻さなければならないことをあらかじめ承諾する。この場合、カード会社は乙に対する次回以降の支払金額から当該債権の譲渡代金に相当する金額を差し引くことができるものとする。

1. 乙が、甲所定の方法で申込み、甲がこれを認めた場合には、乙は短期払いサービスを利用することができる。但し、甲は、乙以下の事由のいずれかに該当する場合には、何ら催告するおそれなくただちに短期払いサービスの利用を中止することができるものとする。
(1) 第31条第1項各号の一に該当する場合
(2) カード会社から第15条第1項の債権譲渡が取消され、または第16条の債権の買戻し請求がなされたとき
(3) その他甲が乙に短期払いサービスの利用を継続させることが適当でないと判断したとき
2. 乙が短期払いサービスを利用している場合で、かつ、カード会社が別途定める会社の場合は、前条第2項ないし第4項にかかわらず、乙は、当該カード会社に対して有する代金債権を楽天カードに譲渡することとし、その対価を甲または楽天カードが別途定める期日に受領するものとする。
3. 第2項に定める場合において、乙は、以下の事由が発生した場合には、楽天カードとの間の債権譲渡契約が解除され、直ちに売買代金相当額を楽天カードに対して返還することについて承諾することとする。
(1) 代金債権について、当該カード会社が消滅の抗弁を主張する等により、支払いを拒絶した場合
(2) 当該債権譲渡が法令に違反する場合
(3) その他債権譲渡が不適当であると乙が判断した場合

第15条 カード会社による支払拒絶、留保

1. 乙は、以下の事由に該当する債権譲渡が乙からカード会社に対して行われた場合には、カード会社は当該債権譲渡を取り消し、または前条に定める乙への支払を留保することができることをあらかじめ承諾し、かかる場合において何ら異議を述べないものとする。
(1) 当該金額が乙に対して支払われる前の場合は、カード会社は当該金額の支払を拒絶または留保することができる。
(2) 当該金額が乙に対して支払われた後の場合は、乙はカード会社の甲に対して所定の方法により、甲を通じて当該金額を返還するものとする。
(3) 顧客からの抗弁が消滅した場合は、顧客からの抗弁が消滅した場合は、甲は当該金額を支払うものとし、甲はカード会社からのかかる支払を受けた後、乙に対して当該金額の支払を行うものとする。

第18条 顧客との紛争

1. 顧客からの取扱商品等についての苦情、返金・取替の請求、契約解除の請求、取売方法・表示等についての指摘、アフターサービス等に関しては、乙が全責任をもって速やかに対応にあたるものとし、甲およびカード会社に一切迷惑をかけるものとする。

2. 乙は、クレジットカードによる分割払いまたはポイント払いの代金に関し、顧客、甲またはカード会社は顧客の所属する他のカード会社等に対立伝止の抗弁を主張した場合には、当該代金にかかる金額の支払は次の各号に定めたとおりであることを確認する。

- 当該金額が乙に対して支払われる前の場合は、カード会社は当該金額の支払を拒絶または留保することができる。
- 当該金額が乙に対して支払われた後の場合は、乙はカード会社の甲に対して所定の方法により、甲を通じて当該金額を返還するものとする。
- 顧客からの抗弁が消滅した場合は、顧客からの抗弁が消滅した場合は、甲は当該金額を支払うものとし、甲はカード会社からのかかる支払を受けた後、乙に対して当該金額の支払を行うものとする。

第19条 取引の取消等

乙は、顧客との間で取引を取り消したとき、その他顧客との間で取引が消滅したときは、甲所定の方法により速やかに当該事実を甲に通知するものとする。
甲は、乙からの通知を受けて、カード会社に対し当該事実を通知するものとする。

2. 乙は、本サービスを利用する取引に関し

て、カード会社が調査の必要があると認めた場合には、カード会社その調査が完了するまで当該代金債権についての支払を留保することができることをあらかじめ承諾し、かかる場合において何ら異議を述べないものとする。

3. 乙は、前二項またはその他の事由によりカード会社が債権譲渡を取り消した場合、または乙が前項の代理受領権限を喪失した場合であっても、支払期日の20営業日前までに、乙が当該カード会社に対して甲の代理受領権限喪失を通知しない限り、当該カード会社は前項に基づき甲に譲渡代金の支払を行うことにより当該譲渡代金を弁済したとみなされ免責されることを、あらかじめ異議なく承諾する。

4. 甲は、乙に対し金銭債権を有するときは、第2項に基づき代理受領した金員は、甲の分配額から当該債権額を差し引くことができるものとする。

5. 甲は、前条第1項の場合で、カード会社から当該代金債権についての譲渡代金の支払が既に行われた後場合には、カード会社が乙に対して当該代金債権の買戻しを請求でき、その場合には乙はただちに当該代金債権を買い戻さなければならないことをあらかじめ承諾する。この場合、カード会社は乙に対する次回以降の支払金額から当該債権の譲渡代金に相当する金額を差し引くことができるものとする。

1. 乙は、本サービスの利用に関し、別に定める決済手数料(以下「決済手数料」という)を甲に支払うものとする。
決済手数料には次の各号の手数料が含まれるが、これらに限らず、詳細は甲が別途定めるところに従うものとする。
(1) カード手数料
(2) システム利用料
2. 決済手数料は、甲が乙を代理してカード会社から受領する代金から決済手数料相当額およびそれにかかる消費税相当額を差し引くことにより支払われるものとする。なお、甲がカード会社から受領する代金の総額が決済手数料および消費税の額に満たない場合は、乙は、甲の定める期日までに甲が指定する銀行口座に不足分の金額を振り込むことにより支払わなければならない。この場合の支払に要する費用は乙の負担とする。
3. 第15条および第16条に定めるカード会社による支払拒絶、留保、債権の買戻し請求の場合には、前項に定めると同様の方法により精算を行うものとする。

第22条 商品注文票等の保管

乙は、顧客からの商品受領書および商品の発送を証する証憑その他関係書類またはデータを自己の責任のもと7年間保管し、甲またはカード会社の要請があるときはいつでもこれを提示するものとする。

第23条 情報管理および秘密保持義務

1. 乙は、本規約に関連して知り得た顧客の情報を含む一切の情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、本規約に定める以外の目的でこれを利用し、または第三者にこれを開示、提供、漏洩してはならないものとする。

2. 乙が前項に定める義務に違反し、顧客、甲またはカード会社は顧客の所属する他のカード会社等に対立伝止の抗弁を主張した場合には、当該代金にかかる金額の支払は次の各号に定めたとおりであることを確認する。

- 当該金額が乙に対して支払われる前の場合は、カード会社は当該金額の支払を拒絶または留保することができる。
- 当該金額が乙に対して支払われた後の場合は、乙はカード会社の甲に対して所定の方法により、甲を通じて当該金額を返還するものとする。
- 顧客からの抗弁が消滅した場合は、顧客からの抗弁が消滅した場合は、甲は当該金額を支払うものとし、甲はカード会社からのかかる支払を受けた後、乙に対して当該金額の支払を行うものとする。

第24条 差別待遇の禁止

乙は、有効なクレジットカードにより取引の申込を行った顧客に対し、正当な理由なく当該申込を拒絶したり、他の支払方法による支払を要求したり、他の支払方法を甲に通知するものとする。

甲は、乙からの通知を受けて、カード会社に対し当該事実を通知するものとする。

第25条 信用情報機関等への照会および登録

1. 乙は、乙との間でカード加盟店契約を締結するカード会社が、他のクレジットカード会社、金融機関またはカード会社が加盟する信用情報機関等（以下、総称して「信用情報機関等」という）から乙に関する情報を入力し、加盟店契約申込時に

第20条 手数料

1. 乙は、本サービスの利用に関し、別に定める決済手数料(以下「決済手数料」という)を甲に支払うものとする。
決済手数料には次の各号の手数料が含まれるが、これらに限らず、詳細は甲が別途定めるところに従うものとする。
(1) カード手数料
(2) システム利用料
2. 決済手数料は、甲が乙を代理してカード会社から受領する代金から決済手数料相当額およびそれにかかる消費税相当額を差し引くことにより支払われるものとする。なお、甲がカード会社から受領する代金の総額が決済手数料および消費税の額に満たない場合は、乙は、甲の定める期日までに甲が指定する銀行口座に不足分の金額を振り込むことにより支払わなければならない。この場合の支払に要する費用は乙の負担とする。
3. 第15条および第16条に定めるカード会社による支払拒絶、留保、債権の買戻し請求の場合には、前項に定めると同様の方法により精算を行うものとする。

第16条 債権の買戻し

乙は、前条第1項の場合で、カード会社から当該代金債権についての譲渡代金の支払が既に行われた後場合には、カード会社が乙に対して当該代金債権の買戻しを請求でき、その場合には乙はただちに当該代金債権を買い戻さなければならないことをあらかじめ承諾する。この場合、カード会社は乙に対する次回以降の支払金額から

楽天市場出店規約

甲、提携収納代行会社または収納事業者等が権利を有する著作権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権その他の権利について、何らの処分または使用を許諾するものではない。

- 乙は、顧客に対し、取引の当事者は乙と顧客であり、商品等の販売または提供に伴う権利義務は乙と当該顧客との間で発生することを明確に表示するとともに、顧客との間で予想されるトラブル等について一方的に顧客が不利にならないように取り計らい、乙と顧客の責任範囲について顧客が理解できるように明示しなければならない。なお、顧客との間で生じた商品等の瑕疵、数量不足、その他の紛争もしくは商品等に関するその他のクレーム、またはアフターサービス等については、乙が自己の責任と費用をもってこれに対処しなければならない。
- 乙は、対象支払サービスを支払方法として選択した場合の手数料、商品発送等の条件について、出店ページ上にこれを明示しなければならない。
- 甲または提携収納代行会社は、顧客に対して支払いに必要な取引番号等を通知するものとする。
- 乙は、本サービスの利用による決済の状況その他について、随時管理画面によりこれを確認しなければならない。
- 乙は、顧客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口で受け付ける苦情、問い合わせ等に対し速やかな対応を行わなければならない。

第5条 提供する商品等

甲は、本サービス利用店舗における取扱商品等につき、必要に応じて制限を設けることができる。

第6条 資料提供等

- 乙は、甲または提携収納代行会社から本サービスの運用に必要な情報、資料等の提供を求められた場合、これに応じるものとする。
- 甲は、必要に応じて乙の事業所内に立ち入り、乙による本契約の遵守状況を確認することができる。
- 乙は、甲と提携収納代行会社との間で契約に定める事項について、提携収納代行会社から調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じるものとする。

第7条 代金の支払い

- 甲は、収納事業者等を通じ代理受領した代金を取りまとめ、甲が別途定める支払日に第3条第1項および第3項に基づき代金の引落としとして乙が届け出した金融機関の口座に振り込んでも支払う。なお、甲は、別段の定めがない限り、理由のいかんを問わず収納事業者等から受領していない場合には、代金について乙に引き渡す義務を負わない。
- 乙の甲に対する未払債務があるときは、その支払期限にかかわらず、甲は何らの通知なく前項に基づき乙に支払う代金から当該未払債務の額を差し引くことができる。

第8条 サービス利用料

- 乙は、本サービスの利用に関し、甲が別途定めるサービス利用料を支払う。
- サービス利用料は、甲が本契約に基づき乙に支払うべし商品等の代金からサービス利用料およびそれにかかる消費税相当額を差し引くことにより支払われるものとする。なお、甲が提携収納代行会社から受領する代金の総額がサービス利用料および消費税額に満たない場合は、乙は甲の定める期日までに甲が指定する金融機関の口座に不足分の金額を振り込むことにより支払なければならない。この

場合の支払いに要する費用は乙の負担とする。

第9条 取引の取消等

- 乙は、顧客との間の取引が、顧客による代金の支払いよりも前に取消、キャンセル、解除、その他事由により消滅又は失効したときは、甲が甲所定の方法により速やかに当該事実を甲に通知するものとする。
- 顧客との間の取引の消滅又は失効が、顧客による商品等の代金の支払いよりも後であった場合、乙は当該顧客と返金の方法について協議のうえ、自己の責任と費用において当該顧客への返金を行うものとする。
- 甲は、受領済みの決済手数料の返金は行わないものとする。
- 甲は、第1項および第2項に定める取引取消および返金により生じた乙または顧客の損害につき、一切その責めを負わないものとする。

第10条 購入記録の利用

甲、提携収納代行会社および収納加盟店等は、商品等の購入に関する情報を本サービスおよび甲の提供するサービスの向上のために利用することができる。

第11条 本サービスの委託

甲は、甲の定める方法により、本サービスとして乙に提供する業務の一部または全部を第三者に再委託することができるものとする。

第12条 差別待遇の禁止

乙は、対象支払サービスを代金の支払方法として指定し、有効に取引の申込を行った顧客に対し、正当な理由なく当該申込を拒絶したり、他の支払方法による支払を要求したり、他の支払方法と異なる代金を請求する等、顧客に不利になる差別的取扱いや顧客による対象支払サービスの円滑な利用の妨げとなるいかなる措置も採ってはならないものとする。

第13条 契約上の地位の譲渡禁止

- 乙は、本契約上の地位を第三者に譲渡し、貸し、または引き受けさせてはならない。
- 乙は、乙の甲に対する債権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならず、また甲に対する債務を第三者に引き受けさせてはならない。

第14条 情報の取扱い

- 乙は、本サービスの利用により知り得た甲、または提携収納代行会社の技術上、営業上、その他の情報についてこれを秘密として管理し、甲の書面による承諾なく第三者にこれを提供、開示または漏洩せず、本契約の履行の目的以外に使用してはならない。
- 乙は自己の責任に基づき前項に定める情報の管理を行い、甲または提携収納代行会社から当該情報の破壊または返却等の指示がある場合、これに従うものとする。

第15条 賠償責任

- 乙は、本契約に違反することにより、または甲の定める期日までに甲が指定する金融機関の口座に不足分の金額を振り込むことにより支払なければならない。この

- 合は、当該損害を賠償する責を負うものとする。
- 乙は、本契約に違反することにより、または本サービスの利用に関連して、第三者との間で紛争が生じた場合には、すべて乙の責任のもとにこれを解決するものとし、甲および提携収納代行会社は一切迷惑をかけるまいとする。
 - 甲は、本サービスの変更、中止、中断、廃止その他本サービスに関する事由により乙が被った損害について一切の責任を負わないものとする。
 - 甲は、通信回線または甲、提携収納代行会社もしくは収納事業者等の設備、機器等に起因する通信不良、遅延、誤送信等、本サービスの運営の障害について一切の責任を負わないものとする。

第16条 本サービスの停止

乙は、甲、提携収納代行会社または収納事業者等によるサーバ、ソフトウェア、その他の設備にかかる点検、修理、補修、改良等、または通信回線等の事故、障害、その他甲がやむを得ないこと判断した場合には、事前に乙に通知されることなく本サービスの全部または一部が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾するものとする。なお、乙は当該停止につき甲または提携収納代行会社に対して損害の補償等を求めないこととする。

第17条 契約期間

- 本契約の有効期間は、本契約の成立の日から1年間とする。なお、期間満了までに甲乙いずれからも契約終了の意思表示がない場合、本契約は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 甲と乙との間で出店規約に基づき締結されている楽天市場出店契約が終了した場合には、本契約も当然に終了するものとする。

第18条 中途解約

甲は、本契約期間中であっても、乙に対して1ヶ月前までに通知することにより、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

第19条 解除

- 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、何ら催告することなくだちに本契約の全部または一部を解除することができる。
 - 本規約、出店規約等の各条項に違反したとき。
 - 取扱商品等または営業態様が甲の運営するモールに相応しくないや甲が判断したとき。
 - 手形または小切手の不渡が発生したとき。
 - 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申立を受けたとき。
 - 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立を受けたとき。
 - 前三号の他、乙の信用状態に重要な変化を生じたや甲が判断したとき。
 - 顧客からの苦情等不適当と、本契約を継続することが不適当であるや甲が判断したとき。
- 乙は前項各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、本契約に基づく債権の一切をただちに弁済しなければならない。
- 本条に基づく解除は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第20条 契約終了に伴う措置

- 本契約が終了した場合、乙はだちに本サービスを利用した商品等の販売、提供

- および取引の誘引行為を中止するものとする。
- 本契約終了以前に乙が顧客から商品等の注文を受けた取引については、本契約終了後においても本規約の規定に従って処理されるものとする。
 - 第4条第7項及び第14条に定める乙の義務は、本契約終了後も有効に存続するものとする。
 - 本契約の終了にあたって、甲は乙に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他乙に生じた損害について一切責任を負わないものとする。

第21条 規約の変更

- 甲は、必要と認めたときは、乙に対して予告することなく本規約および本規約に付随する規約の内容を変更することができるものとする。
- 本規約または本規約に付随する規約の変更については、甲が当該変更を通知（甲のサーバの所定の箇所に掲示した場合を含む）した後において、乙が本サービスの利用を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用するものとする。

以上
2011年10月5日改定

Edy サービス・iD サービス加盟店特約

第1条 総則

- 本特約は、楽天マルチ決済サービス利用規約(以下利用規約という)の一部となるものであり、本特約に定めるない事項については利用規約の各条項が適用される。なお、利用規約において定義された用語は、特段の定めのない限り本特約において同じ意味を有する。
- 本特約は、対象支払サービスのうちEdy サービス及びiD サービス（以下、両サービスを総称して「特定サービス」という）の利用にあたり、必要な事項を定めるものである。

第2条 定義

本特約において、以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。
(1)「Edy サービス」とは、楽天Edy株式会社（以下「楽天Edy」という）が運営するプリペイド型電子マネーサービス「エディ」を用いて顧客から商品等の代金の全部または一部を受け、サービス提供者が当該代金相当額のエディの精算を行う決済システムの提供及びこれに付随するサービスという。
(2)「iD サービス」とは、株式会社エヌ・ティ・エド・ドコモ（以下「NTTドコモ」という）が認定するiD媒体等を利用した代金決済「iD」を用いて顧客から商品等の代金の全部または一部を支払いを受け、サービス提供者から当該代金相当額の立替払いを受ける決済システムの提供及びこれに付随するサービスという。
(3)「サービス提供者」とは、楽天Edy及びNTTドコモとの契約に基づき甲及び乙に対してEdy サービス及びiD サービスを提供する楽天カード株式会社をいう。

- iD加盟店は、以下の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - iD加盟店とは、本特約に基づきiDサービスを利用して商品等の販売または提供を行うことを承認されたものをいう。
- iD加盟店は、以下の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - iDサービスを利用して顧客へ商品等を販売または提供する場合は、別途甲の指定する加盟店標識等を見やすいところに掲示する（利用者が本サービスを利用する場合は、別途甲の指定する加盟店標識等を見やすいところに掲示する（利用者が本サービス利用店舗において閲覧可能な状態におくこと）ものとし、iDによる決済が可能である旨を表示すること
 - 甲に届け出た事項に変更があった場合、速やかに甲所定の方法により当該変更を届け出たうえ承認を得ること
 - 如何なる理由があってもエディの複製、改変または解析等を行わないこと及びそれらの行為に加担もしくは協力しないこと
 - 甲、サービス提供者または楽天Edy が調査または報告等を求めた場合、速やかにこれに従うこと
 - 甲、サービス提供者、楽天Edy またはこれらの指定する第三者による立入検査を求められた場合、これに応じること
 - エディの偽造、変造、または不正使用されたものである場合、またはその可能性がある場合、ただちに甲にその旨を通知すること
 - 甲、サービス提供者または楽天Edy からエディの偽造、変造、または不正使用に関する防止措置を講じるよう指示を受けた場合、これに従うこと

第3条 加盟店契約

- 利用規約第3条1項に定める利用の申し

- 込み及び甲による承諾をもって、乙と甲及びサービス提供者との特定サービスにかかる加盟店契約の成立とする。
- 乙は、前項の加盟店契約の成立に先立ちサービス提供者による加盟店審査があること
 - 如何なる理由があってもiD媒体等の複製、改変または解析等を行わないこと及びそれらの行為に加担もしくは協力しないこと
 - 甲、サービス提供者またはNTTドコモが調査または報告等を求めた場合、速やかにこれに従うこと

- 甲、サービス提供者、NTTドコモまたは乙の指定する第三者による立入検査を求められた場合、これに応じること
- iD媒体等が偽造、変造、または不正使用されたものである場合、またはその可能性がある場合、ただちに甲にその旨を通知すること
- 甲、サービス提供者またはNTTドコモからiD媒体等の偽造、変造、または不正使用に関する防止措置を講じるよう指示を受けた場合、これに従うこと
- 乙は特定サービスを利用して販売または提供する商品等を予め甲に届け出たうえ、承認を得なければならない。
- 乙は特定サービスを利用して販売または提供した商品等に関する顧客との間で生じた商品等の瑕疵、数量不足その他のクレーム、またはアフターサービス等については、乙が自己の責任と費用をもって対処するものとし、これにより甲またはサービス提供者が損害が生じた場合には、その損害を賠償する。

第4条 代理権

乙は、甲に対して以下の各号に定める業務を乙の代理人としてサービス提供者との間で行うことを委託し、甲はこれを受託する。
(1) サービス提供者との特定サービスにかかる加盟店契約の締結及びこれに付随する一切の行為
(2) 乙に関する届出
(3) 特定サービスにかかる支払情報に関する事項
(4) Edy精算金及びiD利用による立替金の収納
(5) その他、甲乙間で合意し、サービス提供者が承認した業務

第5条 加盟店の義務

- Edy加盟店は、以下の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - Edy サービスを利用して顧客へ商品等を販売または提供する場合は、別途甲の指定する加盟店標識等を見やすいところに掲示する（利用者が本サービス利用店舗において閲覧可能な状態におくこと）ものとし、エディによる決済が可能である旨を表示すること
 - 甲に届け出た事項に変更があった場合、速やかに甲所定の方法により当該変更を届け出たうえ承認を得ること
 - 如何なる理由があってもエディの複製、改変または解析等を行わないこと及びそれらの行為に加担もしくは協力しないこと
 - 甲、サービス提供者または楽天Edy が調査または報告等を求めた場合、速やかにこれに従うこと
 - 甲、サービス提供者、楽天Edy またはこれらの指定する第三者による立入検査を求められた場合、これに応じること
 - エディの偽造、変造、または不正使用されたものである場合、またはその可能性がある場合、ただちに甲にその旨を通知すること
 - 甲、サービス提供者または楽天Edy からエディの偽造、変造、または不正使用に関する防止措置を講じるよう指示を受けた場合、これに従うこと
- iD加盟店は、以下の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - iDサービスを利用して顧客へ商品等を販売または提供する場合は、別途甲の指定する加盟店標識等を見やすいところに掲示する（利用者が本サービス利用店舗において閲覧可能な状態におくこと）ものとし、iDによる決済が可能である旨を表示すること
 - 甲に届け出た事項に変更があった場合、速やかに甲所定の方法により当該変更を届け出たうえ承認を得ること
 - 如何なる理由があってもiD媒体等の複製、改変または解析等を行わないこと及びそれらの行為に加担もしくは協力しないこと
 - 甲、サービス提供者、NTTドコモまたは乙の指定する第三者による立入検査を求められた場合、これに応じること
 - iD媒体等が偽造、変造、または不正使用されたものである場合、またはその可能性がある場合、ただちに甲にその旨を通知すること
 - 甲、サービス提供者またはNTTドコモからiD媒体等の偽造、変造、または不正使用に関する防止措置を講じるよう指示を受けた場合、これに従うこと

- を行うものとする。
- 甲はiD対象取引の情報（以下「iD売上情報」という）を、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD売上情報の内容を確認し、甲所定の方法によりiD対象取引の代金額を確定する。
 - サービス提供者が乙に対して顧客が前号より確定したiD対象取引の代金決済を正常に終了した旨の情報（以下「iD支払情報」という）を通知したことをもって、顧客の乙に対する商品等の代金支払債務は履行されたものとし、商品等にかかる権利はサービス提供者に移転する。なお、iD支払情報は甲が乙を代理して受領し、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD支払情報の通知を受けた後、速やかに商品等の発送を行う。
 - サービス提供者は、iD支払情報を利用規約の別表に定める締め日に締め切り、顧客が利用したiDの利用合計額（以下「iD利用代金」という）を支払う。なお、サービス提供者より支払われるiD利用代金は、甲が乙を代理して受領し、甲は別表に定めるサービス利用料及びそれにかかる消費税相当額を差し引いて乙に支払う。
 - 顧客がiDを利用して購入しまたは提供を受けた商品等に、無効、取消、または解除等が生じ、iDにより支払われた代金が生じた顧客との間で精算の必要が生じた場合、乙は甲所定の方法によりiD支払情報の取り消しを行う。なお、iD支払情報の取り消しを行う場合、乙がすでに当該iD支払情報にかかるiD利用代金を受領済みであるときは、乙はただちに当該iD利用代金を甲に支払わなければならないものとし、甲は乙からの支払いに代えて、乙に対し次回以降支払うiD利用代金から差し引いてこれを受領することができる。
 - 前項に定めるiD支払情報の取り消しが実行できない場合、乙は顧客との間で直接代金の返金等の処理を行う。なお、iD支払情報の取り消しを行う場合、乙がすでに当該iD支払情報にかかるiD利用代金を受領済みであるときは、乙はただちに当該iD利用代金を甲に支払わなければならないものとし、甲は乙からの支払いに代えて、乙に対し次回以降支払うiD利用代金から差し引いてこれを受領することができる。
 - 前項に定めるiD支払情報の取り消しが行えない場合、乙は顧客との間で直接代金の返金等の処理を行う。なお、iD支払情報の取り消しを行う場合、乙がすでに当該iD支払情報にかかるiD利用代金を受領済みであるときは、乙はただちに当該iD利用代金を甲に支払わなければならないものとし、甲は乙からの支払いに代えて、乙に対し次回以降支払うiD利用代金から差し引いてこれを受領することができる。

第6条 特定サービスによる販売

- 乙は、顧客が本サービス利用店舗においてエディを利用した商品等の購入または提供（以下「Edy対象取引」という）を申し込んだときは、以下の各号に定める手順に従い取引を行うものとする。
 - Edy対象取引の情報（以下「Edy売上情報」という）を、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、Edy売上情報の内容を確認し、甲所定の方法によりEdy対象取引の代金額を確定する。
 - サービス提供者が乙に対して顧客が前号より確定したEdy対象取引の代金決済を正常に終了した旨の情報（以下「Edy支払情報」という）を通知したことをもって、顧客の乙に対する商品等の代金支払債務は履行されたものとする。なお、Edy支払情報の通知は甲が乙を代理して受領し、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、Edy支払情報の通知を受けた後、速やかに商品等の発送を行う。
 - サービス提供者は、Edy支払情報を利用規約の別表に定める締め日に締め切り、Edy加盟店において顧客が利用したエディの合計額を精算し、当該精算対象となるエディの金額（以下「Edy精算金」という）を支払う。なお、サービス提供者より支払われるEdy精算金は、甲が乙を代理して受領し、甲は別表に定めるサービス利用料及びそれにかかる消費税相当額を差し引いて乙に支払う。
 - 顧客がエディを利用して購入しまたは提供を受けた商品等に、無効、取消、または解除等が生じ、エディにより支払われた代金が生じた顧客との間で精算の必要が生じた場合、乙は顧客との間で直接代金の返金等の処理を行うものとし、Edy支払情報の変更または取り消しを行うことはできないものとする。
 - 乙は、顧客が本サービス利用店舗においてiDを利用した商品等の購入または提供（以下「iD対象取引」）を申し込んだときは、以下の各号に定める手順に従い取引を行うものとする。
 - 甲はiD対象取引の情報（以下「iD売上情報」という）を、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD売上情報の内容を確認し、甲所定の方法によりiD対象取引の代金額を確定する。
 - サービス提供者が乙に対して顧客が前号より確定したiD対象取引の代金決済を正常に終了した旨の情報（以下「iD支払情報」という）を通知したことをもって、顧客の乙に対する商品等の代金支払債務は履行されたものとし、商品等にかかる権利はサービス提供者に移転する。なお、iD支払情報は甲が乙を代理して受領し、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD支払情報の通知を受けた後、速やかに商品等の発送を行う。
 - サービス提供者は、iD支払情報を利用規約の別表に定める締め日に締め切り、顧客が利用したiDの利用合計額（以下「iD利用代金」という）を支払う。なお、サービス提供者より支払われるiD利用代金は、甲が乙を代理して受領し、甲は別表に定めるサービス利用料及びそれにかかる消費税相当額を差し引いて乙に支払う。
 - 前項に定めるiD支払情報の取り消しが行えない場合、乙は顧客との間で直接代金の返金等の処理を行うものとし、Edy支払情報の変更または取り消しを行うことはできないものとする。
 - 乙は、顧客が本サービス利用店舗においてiDを利用した商品等の購入または提供（以下「iD対象取引」）を申し込んだときは、以下の各号に定める手順に従い取引を行うものとする。
 - 甲はiD対象取引の情報（以下「iD売上情報」という）を、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD売上情報の内容を確認し、甲所定の方法によりiD対象取引の代金額を確定する。
 - サービス提供者が乙に対して顧客が前号より確定したiD対象取引の代金決済を正常に終了した旨の情報（以下「iD支払情報」という）を通知したことをもって、顧客の乙に対する商品等の代金支払債務は履行されたものとし、商品等にかかる権利はサービス提供者に移転する。なお、iD支払情報は甲が乙を代理して受領し、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD支払情報の通知を受けた後、速やかに商品等の発送を行う。
 - サービス提供者は、iD支払情報を利用規約の別表に定める締め日に締め切り、顧客が利用したiDの利用合計額（以下「iD利用代金」という）を支払う。なお、サービス提供者より支払われるiD利用代金は、甲が乙を代理して受領し、甲は別表に定めるサービス利用料及びそれにかかる消費税相当額を差し引いて乙に支払う。
 - 前項に定めるiD支払情報の取り消しが行えない場合、乙は顧客との間で直接代金の返金等の処理を行うものとし、Edy支払情報の変更または取り消しを行うことはできないものとする。
 - 乙は、顧客が本サービス利用店舗においてiDを利用した商品等の購入または提供（以下「iD対象取引」）を申し込んだときは、以下の各号に定める手順に従い取引を行うものとする。
 - 甲はiD対象取引の情報（以下「iD売上情報」という）を、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD売上情報の内容を確認し、甲所定の方法によりiD対象取引の代金額を確定する。
 - サービス提供者が乙に対して顧客が前号より確定したiD対象取引の代金決済を正常に終了した旨の情報（以下「iD支払情報」という）を通知したことをもって、顧客の乙に対する商品等の代金支払債務は履行されたものとし、商品等にかかる権利はサービス提供者に移転する。なお、iD支払情報は甲が乙を代理して受領し、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD支払情報の通知を受けた後、速やかに商品等の発送を行う。
 - サービス提供者は、iD支払情報を利用規約の別表に定める締め日に締め切り、顧客が利用したiDの利用合計額（以下「iD利用代金」という）を支払う。なお、サービス提供者より支払われるiD利用代金は、甲が乙を代理して受領し、甲は別表に定めるサービス利用料及びそれにかかる消費税相当額を差し引いて乙に支払う。
 - 前項に定めるiD支払情報の取り消しが行えない場合、乙は顧客との間で直接代金の返金等の処理を行うものとし、Edy支払情報の変更または取り消しを行うことはできないものとする。
 - 乙は、顧客が本サービス利用店舗においてiDを利用した商品等の購入または提供（以下「iD対象取引」）を申し込んだときは、以下の各号に定める手順に従い取引を行うものとする。
 - 甲はiD対象取引の情報（以下「iD売上情報」という）を、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD売上情報の内容を確認し、甲所定の方法によりiD対象取引の代金額を確定する。
 - サービス提供者が乙に対して顧客が前号より確定したiD対象取引の代金決済を正常に終了した旨の情報（以下「iD支払情報」という）を通知したことをもって、顧客の乙に対する商品等の代金支払債務は履行されたものとし、商品等にかかる権利はサービス提供者に移転する。なお、iD支払情報は甲が乙を代理して受領し、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD支払情報の通知を受けた後、速やかに商品等の発送を行う。
 - サービス提供者は、iD支払情報を利用規約の別表に定める締め日に締め切り、顧客が利用したiDの利用合計額（以下「iD利用代金」という）を支払う。なお、サービス提供者より支払われるiD利用代金は、甲が乙を代理して受領し、甲は別表に定めるサービス利用料及びそれにかかる消費税相当額を差し引いて乙に支払う。
 - 前項に定めるiD支払情報の取り消しが行えない場合、乙は顧客との間で直接代金の返金等の処理を行うものとし、Edy支払情報の変更または取り消しを行うことはできないものとする。
 - 乙は、顧客が本サービス利用店舗においてiDを利用した商品等の購入または提供（以下「iD対象取引」）を申し込んだときは、以下の各号に定める手順に従い取引を行うものとする。
 - 甲はiD対象取引の情報（以下「iD売上情報」という）を、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD売上情報の内容を確認し、甲所定の方法によりiD対象取引の代金額を確定する。
 - サービス提供者が乙に対して顧客が前号より確定したiD対象取引の代金決済を正常に終了した旨の情報（以下「iD支払情報」という）を通知したことをもって、顧客の乙に対する商品等の代金支払債務は履行されたものとし、商品等にかかる権利はサービス提供者に移転する。なお、iD支払情報は甲が乙を代理して受領し、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD支払情報の通知を受けた後、速やかに商品等の発送を行う。
 - サービス提供者は、iD支払情報を利用規約の別表に定める締め日に締め切り、顧客が利用したiDの利用合計額（以下「iD利用代金」という）を支払う。なお、サービス提供者より支払われるiD利用代金は、甲が乙を代理して受領し、甲は別表に定めるサービス利用料及びそれにかかる消費税相当額を差し引いて乙に支払う。
 - 前項に定めるiD支払情報の取り消しが行えない場合、乙は顧客との間で直接代金の返金等の処理を行うものとし、Edy支払情報の変更または取り消しを行うことはできないものとする。
 - 乙は、顧客が本サービス利用店舗においてiDを利用した商品等の購入または提供（以下「iD対象取引」）を申し込んだときは、以下の各号に定める手順に従い取引を行うものとする。
 - 甲はiD対象取引の情報（以下「iD売上情報」という）を、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD売上情報の内容を確認し、甲所定の方法によりiD対象取引の代金額を確定する。
 - サービス提供者が乙に対して顧客が前号より確定したiD対象取引の代金決済を正常に終了した旨の情報（以下「iD支払情報」という）を通知したことをもって、顧客の乙に対する商品等の代金支払債務は履行されたものとし、商品等にかかる権利はサービス提供者に移転する。なお、iD支払情報は甲が乙を代理して受領し、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD支払情報の通知を受けた後、速やかに商品等の発送を行う。
 - サービス提供者は、iD支払情報を利用規約の別表に定める締め日に締め切り、顧客が利用したiDの利用合計額（以下「iD利用代金」という）を支払う。なお、サービス提供者より支払われるiD利用代金は、甲が乙を代理して受領し、甲は別表に定めるサービス利用料及びそれにかかる消費税相当額を差し引いて乙に支払う。
 - 前項に定めるiD支払情報の取り消しが行えない場合、乙は顧客との間で直接代金の返金等の処理を行うものとし、Edy支払情報の変更または取り消しを行うことはできないものとする。
 - 乙は、顧客が本サービス利用店舗においてiDを利用した商品等の購入または提供（以下「iD対象取引」）を申し込んだときは、以下の各号に定める手順に従い取引を行うものとする。
 - 甲はiD対象取引の情報（以下「iD売上情報」という）を、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD売上情報の内容を確認し、甲所定の方法によりiD対象取引の代金額を確定する。
 - サービス提供者が乙に対して顧客が前号より確定したiD対象取引の代金決済を正常に終了した旨の情報（以下「iD支払情報」という）を通知したことをもって、顧客の乙に対する商品等の代金支払債務は履行されたものとし、商品等にかかる権利はサービス提供者に移転する。なお、iD支払情報は甲が乙を代理して受領し、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD支払情報の通知を受けた後、速やかに商品等の発送を行う。
 - サービス提供者は、iD支払情報を利用規約の別表に定める締め日に締め切り、顧客が利用したiDの利用合計額（以下「iD利用代金」という）を支払う。なお、サービス提供者より支払われるiD利用代金は、甲が乙を代理して受領し、甲は別表に定めるサービス利用料及びそれにかかる消費税相当額を差し引いて乙に支払う。
 - 前項に定めるiD支払情報の取り消しが行えない場合、乙は顧客との間で直接代金の返金等の処理を行うものとし、Edy支払情報の変更または取り消しを行うことはできないものとする。
 - 乙は、顧客が本サービス利用店舗においてiDを利用した商品等の購入または提供（以下「iD対象取引」）を申し込んだときは、以下の各号に定める手順に従い取引を行うものとする。
 - 甲はiD対象取引の情報（以下「iD売上情報」という）を、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD売上情報の内容を確認し、甲所定の方法によりiD対象取引の代金額を確定する。
 - サービス提供者が乙に対して顧客が前号より確定したiD対象取引の代金決済を正常に終了した旨の情報（以下「iD支払情報」という）を通知したことをもって、顧客の乙に対する商品等の代金支払債務は履行されたものとし、商品等にかかる権利はサービス提供者に移転する。なお、iD支払情報は甲が乙を代理して受領し、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD支払情報の通知を受けた後、速やかに商品等の発送を行う。
 - サービス提供者は、iD支払情報を利用規約の別表に定める締め日に締め切り、顧客が利用したiDの利用合計額（以下「iD利用代金」という）を支払う。なお、サービス提供者より支払われるiD利用代金は、甲が乙を代理して受領し、甲は別表に定めるサービス利用料及びそれにかかる消費税相当額を差し引いて乙に支払う。
 - 前項に定めるiD支払情報の取り消しが行えない場合、乙は顧客との間で直接代金の返金等の処理を行うものとし、Edy支払情報の変更または取り消しを行うことはできないものとする。
 - 乙は、顧客が本サービス利用店舗においてiDを利用した商品等の購入または提供（以下「iD対象取引」）を申し込んだときは、以下の各号に定める手順に従い取引を行うものとする。
 - 甲はiD対象取引の情報（以下「iD売上情報」という）を、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD売上情報の内容を確認し、甲所定の方法によりiD対象取引の代金額を確定する。
 - サービス提供者が乙に対して顧客が前号より確定したiD対象取引の代金決済を正常に終了した旨の情報（以下「iD支払情報」という）を通知したことをもって、顧客の乙に対する商品等の代金支払債務は履行されたものとし、商品等にかかる権利はサービス提供者に移転する。なお、iD支払情報は甲が乙を代理して受領し、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD支払情報の通知を受けた後、速やかに商品等の発送を行う。
 - サービス提供者は、iD支払情報を利用規約の別表に定める締め日に締め切り、顧客が利用したiDの利用合計額（以下「iD利用代金」という）を支払う。なお、サービス提供者より支払われるiD利用代金は、甲が乙を代理して受領し、甲は別表に定めるサービス利用料及びそれにかかる消費税相当額を差し引いて乙に支払う。
 - 前項に定めるiD支払情報の取り消しが行えない場合、乙は顧客との間で直接代金の返金等の処理を行うものとし、Edy支払情報の変更または取り消しを行うことはできないものとする。
 - 乙は、顧客が本サービス利用店舗においてiDを利用した商品等の購入または提供（以下「iD対象取引」）を申し込んだときは、以下の各号に定める手順に従い取引を行うものとする。
 - 甲はiD対象取引の情報（以下「iD売上情報」という）を、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD売上情報の内容を確認し、甲所定の方法によりiD対象取引の代金額を確定する。
 - サービス提供者が乙に対して顧客が前号より確定したiD対象取引の代金決済を正常に終了した旨の情報（以下「iD支払情報」という）を通知したことをもって、顧客の乙に対する商品等の代金支払債務は履行されたものとし、商品等にかかる権利はサービス提供者に移転する。なお、iD支払情報は甲が乙を代理して受領し、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD支払情報の通知を受けた後、速やかに商品等の発送を行う。
 - サービス提供者は、iD支払情報を利用規約の別表に定める締め日に締め切り、顧客が利用したiDの利用合計額（以下「iD利用代金」という）を支払う。なお、サービス提供者より支払われるiD利用代金は、甲が乙を代理して受領し、甲は別表に定めるサービス利用料及びそれにかかる消費税相当額を差し引いて乙に支払う。
 - 前項に定めるiD支払情報の取り消しが行えない場合、乙は顧客との間で直接代金の返金等の処理を行うものとし、Edy支払情報の変更または取り消しを行うことはできないものとする。
 - 乙は、顧客が本サービス利用店舗においてiDを利用した商品等の購入または提供（以下「iD対象取引」）を申し込んだときは、以下の各号に定める手順に従い取引を行うものとする。
 - 甲はiD対象取引の情報（以下「iD売上情報」という）を、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD売上情報の内容を確認し、甲所定の方法によりiD対象取引の代金額を確定する。
 - サービス提供者が乙に対して顧客が前号より確定したiD対象取引の代金決済を正常に終了した旨の情報（以下「iD支払情報」という）を通知したことをもって、顧客の乙に対する商品等の代金支払債務は履行されたものとし、商品等にかかる権利はサービス提供者に移転する。なお、iD支払情報は甲が乙を代理して受領し、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD支払情報の通知を受けた後、速やかに商品等の発送を行う。
 - サービス提供者は、iD支払情報を利用規約の別表に定める締め日に締め切り、顧客が利用したiDの利用合計額（以下「iD利用代金」という）を支払う。なお、サービス提供者より支払われるiD利用代金は、甲が乙を代理して受領し、甲は別表に定めるサービス利用料及びそれにかかる消費税相当額を差し引いて乙に支払う。
 - 前項に定めるiD支払情報の取り消しが行えない場合、乙は顧客との間で直接代金の返金等の処理を行うものとし、Edy支払情報の変更または取り消しを行うことはできないものとする。
 - 乙は、顧客が本サービス利用店舗においてiDを利用した商品等の購入または提供（以下「iD対象取引」）を申し込んだときは、以下の各号に定める手順に従い取引を行うものとする。
 - 甲はiD対象取引の情報（以下「iD売上情報」という）を、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD売上情報の内容を確認し、甲所定の方法によりiD対象取引の代金額を確定する。
 - サービス提供者が乙に対して顧客が前号より確定したiD対象取引の代金決済を正常に終了した旨の情報（以下「iD支払情報」という）を通知したことをもって、顧客の乙に対する商品等の代金支払債務は履行されたものとし、商品等にかかる権利はサービス提供者に移転する。なお、iD支払情報は甲が乙を代理して受領し、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD支払情報の通知を受けた後、速やかに商品等の発送を行う。
 - サービス提供者は、iD支払情報を利用規約の別表に定める締め日に締め切り、顧客が利用したiDの利用合計額（以下「iD利用代金」という）を支払う。なお、サービス提供者より支払われるiD利用代金は、甲が乙を代理して受領し、甲は別表に定めるサービス利用料及びそれにかかる消費税相当額を差し引いて乙に支払う。
 - 前項に定めるiD支払情報の取り消しが行えない場合、乙は顧客との間で直接代金の返金等の処理を行うものとし、Edy支払情報の変更または取り消しを行うことはできないものとする。
 - 乙は、顧客が本サービス利用店舗においてiDを利用した商品等の購入または提供（以下「iD対象取引」）を申し込んだときは、以下の各号に定める手順に従い取引を行うものとする。
 - 甲はiD対象取引の情報（以下「iD売上情報」という）を、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD売上情報の内容を確認し、甲所定の方法によりiD対象取引の代金額を確定する。
 - サービス提供者が乙に対して顧客が前号より確定したiD対象取引の代金決済を正常に終了した旨の情報（以下「iD支払情報」という）を通知したことをもって、顧客の乙に対する商品等の代金支払債務は履行されたものとし、商品等にかかる権利はサービス提供者に移転する。なお、iD支払情報は甲が乙を代理して受領し、甲所定の方法により乙に通知する。
 - 乙は、iD支払情報の通知を受けた後、速やかに商品等の発送を行う。
 - サービス提供者は、iD支払情報を利用規約の別表に定める締め日に締め切り、顧客が利用したiDの利用合計額（以下「iD利用代金」という）を支払う。なお、サービス提供者より支払われるiD利用代金は、甲が乙を代理して

楽天市場出店規約

出店ページにおいて商品を購入、資料請求、オーション入札、プレゼント申込などをする際に、乙からメールによる情報提供を受けることを承諾した者、または第9条に基づき甲が電子メールの送信対象者として登録した者をいう。

- ユーザリスト

ユーザリストとは、ユーザの氏名および電子メールアドレスのリストをいう。
- 送信リスト

送信リストとは、ユーザリストよりメールの送信先となるユーザを抽出して作成されたリストをいう。なお、本規約において特に定めがない限り、送信リストはユーザリストに含まれるものとする。
- 本サービス

本サービスとは、乙が、その広告・通知等を、甲が提供するシステムを通じて、テキスト形式及びHTML形式によるメールにより、送信リストに基づき、ユーザの電子メールアドレスに対して送信する電子メール送信サービス[R-Mail サービス]をいう。
- メッセージ

メッセージとは、メールのうちサブジェクト、本文、シグニチャなど、乙が作成可能な部分をいう。
- モバイルメール

モバイルメールとは、電話機（携帯電話およびPHSを含め通話を本来の目的とするものであって電子メールの受信機能を備えたものをいう。以下同じ。）に対して送信される電子メールアドレスを送信先として登録したユーザをいう。なお、本規約において特に定めがない限り、本サービスにより甲が送信するモバイルメールを含め、すべての電子メールをあわせて、メールという。

- 出店規約

出店規約とは、乙に適用される楽天市場出店規約をいう。また、出店規約に従い甲乙間に成立した契約関係を、出店契約という。
- 予約送信機能

予約送信機能とは、メールの送信を開始する日時を乙があらかじめ指定することができる機能をいう。

第3条 利用申請

- 本サービスの利用を希望する者（以下「申込希望者」という）は、甲が別途定める形式に従い、甲が別途定める事項（以下「届出事項」という）を甲に届け出た上で、甲に対し、本サービスの利用を申請する。
- 利用申請は必ず本サービスを利用する申込希望者自身が行わなければならない。代理人による利用申請は認められない。また、申込希望者は、利用申請にあたり、真実、正確かつ最新の情報を甲に提供しなければならない。申込希望者自身の情報でなかった場合や情報が真実、正確かつ最新の情報でなかったことにより、申込希望者に損害が発生したとしても、甲は一切責任を負わない。
- 甲は、本条第1項に基づき申込希望者が、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合、利用申請を拒否することができる。甲は、利用申請を拒否した場合でも、申込希望者に対して一切責任を負わない。
 - 本規約に違反するおそれがある場合
 - 甲に提供された届出事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - 過去に本サービスの利用を取り消されたことがある場合
 - 甲に対する金銭債務の支払を過去に怠ったことがある場合
 - 出店規約に基づきモールの出店停止となっている場合
 - 過去又は現在において甲又は甲のグループ会社が定める出店規約、その他の規約、ガイドライン等に違反したことがある場合
 - 自ら又は第三者を利用して、甲又は

- 甲の取引先等に対し、暴力的行為、誹謗、脅迫的言説、業務妨害行為などの行為をしたことがある場合
- 自己又はその役員ないし使用人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当するおそれがある場合
- 反社会的勢力と交流、資金・便宜の提供、取引等を行っているおそれがある場合
- その他甲が別途定める基準に従い利用を不適当と認めた場合
- 甲は、利用申請を拒否した場合でも審査結果の理由を申込希望者に開示する義務を負わない。また申込希望者は、その結果に対し異議申し立てはできないものとする。
- 本サービスにかかる契約は、申込希望者が甲に対し利用申請を行い、甲が利用申請を承諾した時点で成立する（以下「本契約」という）。

第4条 利用方法

- 乙は、前条の利用申請を甲が承認した後、別表記載の条件で本サービスを利用することができる。
- 乙は、本サービスの利用にあたり、本規約のほか、出店規約、甲が定める利用手引、規約、ルール等の記載事項ならびに甲が必要に応じて行う指導および指示に従うものとする。

第5条 メッセージの作成

- 乙は、甲の提供するメール作成機能を用いて甲が別途定める方法により、甲が別途定める期日までに、その責任と負担においてメッセージを作成する。甲が別途提供する機能により生成されるものを除き、甲はメッセージの作成について何ら関与せず、いかなる保証もしない。
- 乙は、メッセージの作成にあたり、出店規約第18条の禁止事項を遵守しなければならない。
- 乙は、メッセージの内容について、モール上で運営する乙の店舗に係わるものに限しなければならない。メッセージにモール以外のサイトへのリンクを張るなどの方法によりユーザをモール以外のサイトに誘導してはならない。
- 乙は、甲が別途定める方法により、メッセージに店舗URLと送信停止方法についての案内を記載しなければならない。
- 甲は、甲が別途定める基準に従い、メッセージの内容を審査し、必要に応じてメッセージの修正又は再作成を求めことができ、乙は速やかにこれに応じるものとする。なお、甲が乙に修正又は再作成を求めないことをもって、メッセージの内容が本規約に反しないことを保証するものではない。
- 第1項又は前項に定めるメッセージの作成又は修正若しくは再作成が遅れたことにより、メールの送信が遅延、又はメッセージの掲載の全部若しくは一部が履行不能になった場合においても、乙はメール配信料の減額、契約期間の延長その他の補償を求めることはできず、メール配信料を全額支払わなければならないものとする。
- 甲は、乙から提出を受けたメッセージの内容について自らの判断により掲載に必要な範囲で軽微な修正を行うことができる。

第6条 モバイルメールの送信

- 乙は、モバイルメールの送信を希望する場合は、甲が提供するモバイルメール専用のメール作成機能を利用してメッセージを作成する。本案に定めるほか、モバイルメールのメッセージについては、前条の規定を準用する。
- 甲は、モバイルメールその他甲が別途定めた電子メールに関して、メール送信数、

送信文字数の制限、深夜などの時間帯における送信の制限、その他の制限を設けることができるものとし、乙はこれに従うものとする。

第7条 予約送信機能

- 乙は、予約送信機能を利用する場合には、甲所定の方法により予約の申込を行う。なお、予約の申込をした場合であっても、サーバの状態、他の出店者の予約申込、その他やむを得ない事情により予約を申し込んだ日時にメール送信が行われない場合があることを、乙はあらかじめ承諾する。
- 甲は、サーバの混雑状況やメンテナンススケジュール等に応じて、予約送信機能にて予約を受付ける日および時間帯を制限することができる。

第8条 サービスの提供および情報の保証

- 甲は、メールが甲のサーバより送信リストに登録された電子メールアドレスに発信されることを保証し、ユーザへの最終的な到達性は保証しない。
- 甲は、乙に事前に通知することなく、必要に応じて本サービスの内容の追加、部分的改廃をすることができるものとする。

第9条 ユーザ登録の依頼

乙は、甲に対し、新たなユーザの氏名および電子メールアドレスをユーザリストに登録することを、甲所定の方法により依頼することができる。乙は、かかるユーザから事前に本サービスに基づき乙がメールを送信することにつき承諾を得るものとし、甲に対し、かかる承諾を得ていることを保証する。

第10条 ユーザリストの管理

- ユーザリストに関する一切の権利（所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティ権等）は、全て甲に帰属し、本規約に基づく本サービスの利用許諾は、本規約において明確に規定されているものを除き、本サービスに関する甲の権利の使用許諾を意味するものではない。
- ユーザリストは、甲が管理するものとし、乙には開示されないものとする。乙は、出店契約の期間中はもちろんのこと終了後であっても、ユーザリストに関するいかなる権利主張も行いうことができない。
- 乙は、ユーザよりメール送信の停止または送信先メールアドレスの変更をするよう申し出を受けた場合、直ちに甲所定の方法でユーザリストからの削除またはユーザリストの変更に必要な手続を行う。
- 乙は、ユーザリストに含まれる情報を複製、譲渡、貸与等してはならず、また、本サービスの利用以外の目的で使用してはならない。

第11条 送信エラーによるユーザリストの変更・削除等

- 甲または甲のグループ会社（以下総称して「甲」という）がユーザに対して送信したメール（乙が作成したメールか否かを問わない）に關し、同一ユーザについて、一定の期間内に一定回数のメールの送信エラー（送信エラーとなった理由を問わない）があったときは、甲は、当該ユーザをユーザリストから削除する。上記の期間および回数については、甲が別途定める。
- 甲は、前項によりユーザリストからユーザを削除する場合であっても、乙に事前または事後に通知することを要せず、削除により乙に何らかの損害が生じた場合であっても、何らの責任を負わない。
- 甲は、送信エラーが発生した場合でも乙

にその旨を通知する義務を負わないものとし、また、送信エラーとなった理由を乙に開示する責を負わないものとする。

第12条 ユーザによるメール送信管理・個人情報の変更

- 甲は、ユーザに対し、メール送信の許諾および停止ならびにメールアドレス等の個人情報の変更等を一括して管理できる機能（以下「一括管理機能」という）を提供する。ユーザが一括管理機能によりメールの送信許諾、送信停止、メールアドレスの変更等の手続を行ったときは、ユーザリストが変更される。
- 前項のほか、ユーザがモール内または甲らの提供する各種サービスの所定のウェブサイト上で、甲らの提供するサービスの利用に附随して個人情報の変更を行った場合は、かかる変更が自動的にユーザリストに反映される。
- ユーザが前各項より個人情報の変更やメールの送信停止等を行った場合であっても、甲は乙に変更等があったことを通知することを要しないものとし、また、変更等の原因を乙に開示する責を負わないものとする。

第13条 送信リストの作成

乙は、メール送信の都度、甲所定の方法により、送信リストの作成に必要な条件を設定する。

第14条 利用期間

- 本サービスの利用期間は、本契約成立後1ヶ月とする。但し、本契約の有効期間満了日までに、甲又は乙から本契約を終了させる旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は、契約満了の日の翌日から1ヶ月自動的に延長するものとし、以降においても同様とする。
- 前項の規定にかかわらず、出店規約に基づく契約が終了した場合、本契約は当然に終了す。
- 乙は、甲所定の方法で甲に通知することにより、本サービスの利用を終了させることができる。

第15条 メール配信料

- 乙は、本サービスに基づき電子メールを送信した場合、別表に定めるメール配信料を支払うものとする。
- 前項に定めるメール配信料は、当月1日から当月末日までに発信された（発信処理完了時を基準とする）件数に基づき算定し、第8条第1項に定めるユーザに未到達のメールもメール配信料算定の対象とするものとする。
- 甲は、毎月末に甲所定の方法により乙による当月のメール発信件数を算定し、甲所定の方法で乙に通知する。この場合、乙は算定した発信件数を確認し、これに異議がある場合には、甲に対し、甲所定の期限までに甲所定の方法によりその旨を通知するものとし、この場合、甲および乙はその後の対応について協議する。乙が甲所定の期限までに異議を述べなかった場合またはメール発信件数につき甲乙の協議が成立しなかった場合には、当該月々のメール発信件数は甲の算定した数字で確定する。
- 乙がメール配信料の支払いその他本契約に基づく債務の支払を怠ったときは、支払うべき期日の翌日から完済の日に至るまで支払うべき金額に対し年利14.6％（年365日の日割りによる）割合による遅延損害金を甲に支払う。

第16条 登録アドレス数

本サービスで保有可能なユーザリストのユーザ数（以下「登録アドレス数」という）の上

限は別表記載のとおりとし、これ以上の登録アドレス数を希望する場合には、別途定める規定に従うものとする。

第17条 レポートサービス

- 甲は乙に対し、本規約に定める本サービスのうち甲が別途指定するものについて、当該本サービスの効果に関する情報を提供するサービス（以下「レポートサービス」という）を提供するものとする。レポートサービスで提供される情報の種類、項目、その他の具体的内容（以下「内容等」という）は、甲が別途定めるものとする。
- レポートサービスにおいて提供される情報は、甲所定の期間に限り閲覧できるものとする。
- 甲は、甲の数量により、レポートサービスの内容等及びこれらの集積、評価、分析方法並びにレポートサービスを提供するシステムの機能、仕様を追加、変更又は削除することができるものとし、甲は、これらの変更に関連して乙に生じた損害につき一切責任を負わないものとする。
- 乙は、レポートサービスにおいて提供される情報が乙の機密情報に該当するものならず、甲の機密情報にも該当することを認識の上、これを楽天市場出店規約第17条の規定に従い扱うものとし、本サービスが利用及びモールでの販促活動の目的のみ、これを利用するものとする。
- 甲はレポートサービスを乙に提供するにあたり、レポートサービスの内容等の正確性・有用性・経済性・完全性・適時性その他の一切の保証を行わないものとする。

第18条 クレーム対応

- 乙は、メッセージの内容、その他本サービスに基づき送信する乙の広告掲載に関して、乙から甲に提供される資料が甲又は第三者の権利を侵害しないことを保証する。
- 乙は、メッセージの内容が消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、薬事法その他一切の関連法令に抵触していないことを保証する。
- 乙は、前二項に違反し又は本サービスの利用に関して、ユーザとの間で紛争が生じた場合には、自らの責任と負担においてこれを解決するものとし、甲に何らの迷惑をかけないものとする。この場合、甲に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

第19条 サービスの停止

- 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当する場合には、乙の作成したメッセージの削除、メールの送信停止、本サービスの全部または一部の停止、その他の必要な措置を取ることができる。この場合、乙は速やかに甲の指示に従い、改善措置を取らなくてはならない。
 - メッセージの内容または形式が出店規約第18条第1項に反するとき
 - 出店規約第21条1項または第26条第1項に定める事由が生じたとき
 - その他、出店規約、本規約、利用手引、甲の指導・指示その他甲が定める規約、ルール等に違反したとき
 - メールを受信したユーザからメッセージの内容およびメールの送信に関して苦情が頻発したとき
 - その他甲が消費者保護の観点などから本サービスの停止等の措置が必要と判断したとき
- 前項に基づき乙が本サービスの停止等の措置を受けている場合であっても、乙は、第15条に基づくメール配信料の支払義務を負うものとする。

第20条 商標

- 乙は、甲の承諾を得た上、メッセージの掲載、その他本契約に定める目的に必要最低限の範囲内で、甲が保有又は使用权を有する商号、商標（登録商標に限らない）その他甲の提供する商品又はサービスのブランドを表象するもの（以下「商標等」という）を使用することができる。なお、当該使用に関して乙は甲の指示に従うものとする。
- 乙は、前項に定めに従い商標等を使用するにあたり、以下の各号のいずれかに該当する使用をしてはならない。
 - 第三者に対し、広告掲載の主体が甲自身であるかのような誤認を与える使用、又は与えるおそれのある使用
 - 第三者に対し、あたかも甲が乙に対して協賛、その他の保証をしているかのような誤認を与える使用、又は与えるおそれのある使用
- 第1項の規定にかかわらず、本契約終了後又はその請求により、甲は理由の如何を問わず、乙に対して商標等の使用の停止・中止を求めることができるものとし、乙は直ちにこれに従うものとする。

第21条 不可抗力、免責

- 乙は、甲のサーバ、サーバーネットワーク、ソフトウェア等（甲が利用する第三者のサーバ及びソフトウェア等を含む）の不具合、点検又は補修、天変地異、インターネット環境の不念、ストライキ、テロ、戦争若しくは交通機関の乱れ、その他甲の責めに帰さない事由により本サービスの利用が不可能な場合があることを了承し、この場合、甲に対してメール配信料の返還、減額、契約期間の延長、及びその他の補償を求めないものとする。
- 甲は、本サービスが乙の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品価値・正確性・有用性を有すること、乙による本サービスの利用が乙に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではない。
- 甲は、甲による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、乙が本サービスに基づき取得した情報の削除又は消失、乙の登録の抹消、本サービスの利用による届出事項の消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関して乙が被った損害につき、賠償する責任は一切負わないものとする。
- 前三項にかかわらず、甲が乙に責任を負う場合であっても、その賠償の範囲は乙が被った直接かつ通常の損害に限定され、間接損害、逸失利益、派生的及び特別損害（当該損害の発生について予見可能性の有無を問わない）については責任を負わないものとする。また、その損害賠償の金額は、契約違反と直接関連するメール送信に関して、乙が甲に実際に支払ったメール配信料の金額を上限とする。

第22条 本契約の解除・解約

- 甲は、乙が、以下の各号のいずれかの事由に該当すると判断した場合は、事前に通知又は催告することなく、本契約及び出店契約を解除することができる。
 - メール配信料の支払を怠ったとき
 - 本規約に違反した場合
 - 法令に違反した場合
 - 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合
 - 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納を受けた場合
 - 手形の不渡、手形交換所の取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - 行政機関から調査、照会、行政指導、営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消の処分を受けた場合

- (8) 資本減少、営業の廃止、休止、変更、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
- (9) 甲からの問いあわせその他の回答を求めた連絡に対して10日間以上応答がない場合
- (10) その他、甲が本サービスの利用、又は本契約の継続を適当でないと判断した場合

- 前項の規定にかかわらず、甲は、乙に通知することにより、いつでも本契約を解約することができる。

- 前二項に基づき本契約が終了したことにより、乙に損害が発生したとしても、甲は一切の責任を負わない。

第23条 規約変更

甲は、ウェブサイトへの告知その他甲が別途定める方法に従って告知することにより、本規約を変更できる。本規約変更後、乙が本サービスを利用した場合には、乙は、本規約の変更に同意したものとみなす。

第24条 その他

その他本規約で規定されていない事項に関しては、出店規約の定めるところに従う。

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|----------------|
| | | | | | 以上 |
| | | | | | 2015年4月1日制定 |
| | | | | | 2018年5月7日 最終改定 |

別表一覧

3. サービス利用料

本規約第9条にいうサービス利用料は、以下のとおりとする。なお、複数サービスを利用された場合において精算手数料は、サービス毎に関わらず振込み回数による請求とする。

| | 手数料 | 精算手数料 |
|--------------------------|---|--------------------------------------|
| (ア) コンビニ収納代行サービス | | |
| (イ) Pay-easy
収納代行サービス | (収納金額) 8,000円未満
(収納金額) 8,000円以上30,000円未満
(収納金額) 30,000円以上 | (手数料) 200円
(手数料) 3%
(手数料) 900円 |
| (ウ) Edyサービス | 2.65% | (締め回数) 1回
1,400円 |
| (エ) iDサービス | 3.6% | (締め回数) 2回
1,400円 |
| (オ) auかんたん決済 | 6.1% | (締め回数) 3回
2,100円 |
| (カ) Suica サービス | 3.6% | (締め回数) 6回
4,200円 |
| (キ) 銀聯決済サービス | 3.6% | |
| (ク) アリペイ決済サービス | 3.6% | |

※利用料には別途消費税を徴収する。

※収入印紙代を別途徴収する

(2014年4月4日現在)

R-SNS(アール・エス・エヌ・エス)利用料

楽天S4(スーパーソーシャルショップサービス)利用料

| 月額固定費 | 3,000円(税別) |
|-------|---|
| 従量課金 | ソーシャルメディアからアプリを経由して出店ページで顧客に購入された商品等の基準売上高の1% |

※商品ページにおいて送料を商品等の代金に含めずに登録している場合には、送料分は基準売上高から除外されます。

(2018年8月1日現在)

楽天市場広告規約

第3条第1項に規定する「当社が別途定める期日」を次の通り定める。

| ご提案日 | 有効期限 |
|------------------|--------------|
| 広告掲載開始日の21日以前 | 広告掲載開始日の19日 |
| 広告掲載開始日の20日前～16日 | 前広告掲載開始日の14日 |
| 前 | 日前 |

第11条第2項に規定する「当社が別途定める料率」を次の通り定める。

| 基準日数(掲載開始日までの日数) | キャンセル料率 |
|------------------|---------------|
| > 13日前 | 当該広告の提供価格の10% |
| 12日前 | 同20% |
| 11日前 | 同20% |
| 10日前 | 同30% |
| 9日前 | 同30% |
| 8日前 | 同50% |
| 7日前 | 同60% |
| 6日前 | 同70% |
| 5日前 | 同80% |

(2017年1月16日現在)